

厚岸町議会 第3回定例会

平成25年 9 月11日

午前10時00分開会

- 議長（音喜多議員） ただいまから平成25年厚岸町議会第3回定例会を開会いたします。
- 議長（音喜多議員） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

去る8月9日、弟子屈町で開催された釧路町村議会議長会定例会において、竹田敏夫議員、南谷健議員が10年表彰を受賞されました。厚岸町議会会議運用内規93の規定に基づき、表彰の伝達を行います。伝達は議席順に行います。恐れ入りますが、演台前までお進みください。

表彰状、厚岸町議会、竹田敏夫様。あなたは、議会議員として多年にわたり、地方自治の振興発展に寄与され、その功績はまことに顕著であります。

よって、これを表彰します。

平成25年5月17日、釧路町村議会議長会会長、松井宏志。（拍手）。

表彰状、厚岸町議会、南谷健様。

以下、同文。（拍手）。
- 議長（音喜多議員） 以上で、表彰の伝達を終わります。
- 議長（音喜多議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、6番、堀議員、7番、金橋議員を指名いたします。
- 議長（音喜多議員） 日程第2、議会運営委員会報告を行います。

委員長の報告を求めます。

9番、南谷委員長。
- 南谷委員長 議会運営報告をいたします。

9月9日、午前10時より第5回議会運営委員会を開催し、平成25年第3回定例会の議事運営について協議しましたので、その内容について報告をいたします。

議会側から議会運営委員会報告、諸般報告、例月出納検査報告があります。

議会からの提出案件は、陳情第1号「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情書、会期の決定、各常任委員会所管事務調査報告書、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の所管事務継続調査申出書、議員の派遣について、以上、5件があります。

審査方法は、全て本会議において審査することに決定しました。

次に、町長提出の議案等についてであります。

認定第1号から認定第10号までは決算の認定についてであります。決算の認定10件については、議長と議会選出監査委員を除く11名をもって構成する、平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査を行うことに決定しました。

報告第7号、平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についての審査方法は、本会議において行います。

議案第64号から議案第67号まで、一般議案4件です。

議案第68号から議案第69号まで、条例の一部改正と条例制定、いずれも本会議において審査いたします。

議案第70号から議案第77号は、平成25年度の各会計補正予算8件であります。審査方法は、議長を除く12名をもって構成する平成25年度各会計補正予算審査特別委員会を設置、これに付託し、会期中に審査を行うことに決定しました。

一般質問は、8人であります。

会期は、9月11から13日までの3日間に決定しました。

以上、議会運営委員会報告といたします。

●議長（音喜多議員） 委員長に対する質疑を省略し、以上で報告を終わります。

●議長（音喜多議員） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員会報告にありましたとおり、本日から13日までの3日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から13日までの3日間とすることに決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

●議長（音喜多議員） 日程第4、諸般報告を行います。

まず、本定例会に提出され、受理されております議案等は、別紙付議事件書のとおりでありますので、ご了承を願います。

次に、平成25年6月25日開会の第2回定例議会定例会終了時から本日までの議会の動向は、おおむね別紙報告書のとおりでありますので、ご了承願います。

また、議会へ通知された関係資料は、別途、議員控え室に備えておりますので、ご了承いただき、閲覧の上、ご参考に供してください。

以上で、諸般報告といたします。

- 議長（音喜多議員） 日程第5、例月出納検査報告を行います。

今般、監査委員より、別紙のとおり例月出納検査報告がなされております。ご参考に供していただきたいと思います。

以上で、例月出納検査報告を終わります。

- 議長（音喜多議員） 日程第6、陳情第1号「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情書を議題といたします。

本件につきましては、本年3月6日、第1回定例会において厚生文教常任委員会に付託し、閉会中の継続審査を求めているところ、今般、審査結果の報告が委員長からなされております。委員長からの報告を求めます。

10番、谷口委員長。

- 谷口委員長 ご報告申し上げます。

陳情第1号「安心できる介護制度の実現を求める」意見書の採択を求める陳情書であります。本件につきましては、本年3月6日第1回定例会において、厚生文教常任委員会に付託は閉会中の継続審査を求めているところ、今般、その審査結果がまとまりましたので、ご報告申し上げます。

平成25年度3月6日の意見書でありますけれども、平成25年5月7日、7月16日、7月29日、8月27日、本委員会を開催し、陳情者から詳細な説明を受け、かつ各委員の質疑を行い慎重に審査した結果、採択すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上、審査報告といたします。

- 議長（音喜多議員） お諮りいたします。

委員長の報告は採択であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告とおりに決するにご異議ありませんか。

（「異議あり」、「異議なし」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議ありが出ましたが、討論ありますか。もう一つの声がありました。討論ありませんか。

（「いいえ」の声あり）

- 議長（音喜多議員） 異議がありますので、これより起立による採決を行います。

お諮りいたします。

本陳情の採択に賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

●議長（音喜多議員） 着席願います。

出席議員数12人、そのうち起立者数9人、起立多数であります。

よって、本陳情は採択されました。

●議長（音喜多議員） 日程第7、認定第1号 平成24年度厚岸町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成24年度厚岸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成24年度厚岸町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成24年度厚岸町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第5号 平成24年度厚岸町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第6号 平成24年度厚岸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第7号 平成24年度厚岸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第8号 平成24年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第9号 24年度厚岸町水道事業会計決算の認定について、認定第10号 平成24年度厚岸町病院事業会計決算の認定について、以上10件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、本10件の提案理由の説明を求めます。

町長。

●町長（若狭町長） おはようございます。

平成24年度各会計決算書提出に際し、その執行状況等について説明をいたします。

当年度は、東日本大震災によって、浮き彫りとなった町民の命を守る津波対策のための防災力の強化を重点施策に位置づけ、津波監視システムの導入や避難階段を4カ所設置し、各避難所にはテントと毛布などの備蓄品を再配備し、安全安心な町づくりを進めてまいりました。

また、もう一つの重点施策として位置づけた地域経済の回復につきましては、消費購買力の流出抑制と地元消費の拡大を目的に、プレミアム付商品券発行に、昨年度に引き続き支援いたしました。

町の基幹産業である漁業、酪農業の振興策を引き続き進めるとともに、厚岸漁港の漁獲水揚げ高の向上に寄与している外来船乗組員の厚生施設として入浴設備を整えた厚岸漁港休憩施設を整備いたしました。

さらに、観光振興では原生花園の魅力向上を図るため、あやめが原トイレを全面改築したほか、町の観光中核拠点施設となる厚岸味覚ターミナルについて、機能を維持し魅力ある施設として運営するため、大きな設備更新を実施いたしました。

このほか、町道の改良舗装や公共下水道などの町民要望の多い生活基盤整備を中心とした諸事業を実施し、予算執行したのが主な施策成果の特徴となっております。

当初予算では、一般会計が75億8,622万円、国民健康保険、簡易水道事業、下水道事業、介護保険、介護サービス事業、後期高齢者医療、介護老人保健施設事業の各特別会計を合算しますと、116億7,538万5,000円の総体規模でありました。これに、年度内にそれぞれの所要額の補正を行い、最終予算は、一般会計においては、平成23年度繰越明許費1

億1,496万8,000円を含め89億4,971万5,000円、各特別会計では40億9,282万8,000円となり、総体においては130億4,254万3,000円となりました。

これらの内容は、下記の表のとおりとなっておりますので、ご承知おきいただきたいと存じます。

この最終予算に対しまして、各会計別の収支執行実績を申し上げますと、一般会計では、歳入で901億6,018万2,075円、執行率で101.2%、歳出では85億9,161万1,755円、96.0%の執行率となり、歳入歳出差し引きで4億6,857万320円の残額となりました。このうち繰越明許費繰越額として416万9,000円、財政調整基金2億5,000万円を積み立て、実質2億1,440万1,320円が翌年度繰り越しとなったところであります。

一方、特別会計であります、国民健康保険特別会計については、一般会計から繰り出し基準分1億1,462万4,786円を繰り入れ、同会計の収支均衡を保つ財源に充てたものであります。

簡易水道事業特別会計については、歳入不足となった269万9,878円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

下水道事業特別会計については、歳入不足となった2億1,763万7,345円を一般会計から繰り入れ、収支の均衡を図りました。

介護保険特別会計については、歳入で介護保険にかかわる負担分等として一般会計より繰り出し基準分1億3,522万147円を繰り入れ、歳入歳出を差し引きで2,934万9,168円の残額となり、これについては翌年度に繰り越し、国庫負担金等を清算の上、返還金などに充てるほか、介護給付費準備基金積立金に積み立てるものであります。

介護サービス事業特別会計については、歳入不足となった9,080万3,782円を一般会計より繰り入れ、収支の均衡を図りました。

後期高齢者医療特別会計については、歳入で保険基盤安定分等として一般会計から4,035万5,941円を繰り入れ、歳入歳出差し引きで現年度保険料の4月と5月收入分の23万3,970円を翌年度に繰り越し、広域連合納付金に充てるものであります。

平成24年度より開始をされた介護老人保健施設事業特別会計については、歳入歳出差引で131万954万円の残額となり、この残額は全て翌年度へ繰り越すものであります。

以上が平成24年度決算報告による計数面での概要であります。より具体的な成果と実績等につきましては、別冊で配付いたしました決算書及び決算資料に基づきご検討いただくこととして、内容説明を省略させていただき、順次、ご質問等に応じて各担当課等より詳細なご説明をいたしたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 次に、水道課長。

●水道課長（常谷課長） 続きまして、認定第9号 平成24年度厚岸町水道事業会計決算の内容についてご説明申し上げます。

なお、決算書の構成は事業報告書、決算報告書、財務諸表、附属明細書の順となっておりますので、これに沿って説明いたします。

それでは、1ページをお開き願います。

1 ページから 9 ページまで、事業報告書でございます。

1、概況については、(1) 総括事項として業務状況及び経営状況の概略を記載しております。

ア、業務状況、(ア) 業務量の状況であります。平成24年度末の給水人口は9,338人となり、前年度に比べ185人、率で1.9%減少しました。給水戸数については5,104戸で、前年度に比べ6戸、率で0.1%の減少となりました。年間配水量は126万8,697立方メートルで、前年度に比べ2万7,923立方メートル、2.2%減少し、有収水量は93万3,525立方メートルで、前年度に比べ3万1,400立方メートル、3.3%減少しました。この結果、有収率は73.6%で、有収水量が減少したことに加え、小島地区の海底管の破損や地震の影響などにより、漏水量が増加したため、0.8ポイントの減少となり有収率の向上には及びませんでした。より機能的な漏水調査などにより、引き続き漏水の早期発見と早期修繕に努め、有収率の向上を図ってまいります。

(イ) 建設改良事業の状況であります。

①配水管等整備事業では、尾幌3号配水管など、2件の布設替工事と桜通り配水管など3件の新設工事を行ったほか、老朽化した仕切弁の更新を行いました。

②機器更新事業では、末広地区水位計等整備など3件の更新を行いました。

③浄水設備改修事業では、活性炭接触設備の改修を行いました。

④メーター設備事業では、新規に26戸のメーターを設置し、有効期間が満了した521個を取りかえました。

2 ページと 3 ページは経営状況であります。

収益的収支であります。税抜きで申し上げますが、収入の総額、水道事業収益は、2億4,554万4,557円で、前年度に比べ3,614万6,206円、率で17.3%の増収となりました。水道事業収益の大部分を占める給水収益は、4月からの水道料金の改定を行ったことにより家庭用で3,114万7,228円、前年度までの用途の営業用、団体用及び工業用を合わせた業務用では441万1,868円、農業用で138万152円の増収となったものの、臨時用で75万6,819円の減収となり、給水収益総額では2億4,455万732円で、前年度に比べ3,621万7,752円、17.4%の増収となりました。

支出の総額、水道事業費用では2億4,142万8,715円で、前年度に比べ509万6,581円、2.2%の増となりました。

営業費用は、原水及び浄水費では、前年度に比べ備消耗品で6万5,282円、燃料費で2万6,071円、通信運搬費で1万9,525円の減などとなりましたが、委託料で55万1,067円、修繕費で274万984円、動力費で41万2,598円、薬品費で57万8,632円の増など、合わせて417万4,143円の増となりましたが、配水及び給水費では修繕費で13万4,400円の減となりましたが、委託料で16万3,000円の増など、合計で6万3,320円の増、総係費では手当で78万8,001円、賃金で108万7,519円、委託料で32万6,171円の増などとなったものの、給料で52万9,993円、賃借料で173万7,862円、保険料で10万7,440円の減などとなり、合計で32万9,241円の減、減価償却費では構築物で24万4,230円の減、機械及び装置で287万4,312円の増など、合計で245万7,222円の増、資産減耗費ではメーターの取替戸数の減などに伴い67万4,968円の減、営業費用の総額では569万476円の増となりました。

営業外費用はで企業債支払利息が前年度に比べ59万3,895円の減となりました。この結

果、水道事業収益が水道事業費用を上回り、411万5,862円の純利益となりました。

人口減少や少子高齢化の進行に加え、4月から口径別の基本料金を取り入れた新しい水道料金が適用になったことにより、定着した節水意識がより働いたせい、給水収益が見込みよりも大きく減少しました。老朽化した施設の更新や災害に強い施設整備を計画的に実施し、将来にわたり安全、安心な水を安定的に供給するため、今後もより一層の経営改善に取り組み、健全な事業運営に努めてまいります。

次に、資本的収支であります。

収入の総額は、4,075万3,572円で、前年度に比べ2,262万1,328円、率で35.7%減となりました。

主な収入である企業債は3,480万円で、建設改良に伴う借り入れ額の減により、前年度に比べ2,230万円の減となりましたが、本年度から工事に着手した宮園配水池改築更新事業に伴う国庫補助金が352万1,000円の改造、道路改良による水道管の移設補償費が157万4,822円の増となったほか、料金改定に伴い水道メーター取り付け工事分担金が廃止となり、工事分担金は皆減となりました。

支出の総額は、1億6,309万2,943円で、前年度に比べ2,341万2,508円12.6%の減となりました。

建設改良費は、配水管新設工事や布設替工事、施設の改修工事などで、8,509万528円となり、前年度に比べ2,285万7,496円の減、企業債償還金は、7,800万2,415円で、前年度に比べ55万5,012円の減でした。

4ページから5ページは、(2) 議会議決事項、(3) 行政官庁認可事項、(4) 職員に関する事項でございます。内容は記載のとおりであります。

2、工事については、5ページから6ページにかけて、先ほど説明した工事の内容を記載しております。

なお、資産の購入については、(3) 固定資産購入の概況のとおり、24年度中に水質検査機器1台を購入いたしました。

3、業務については、7ページ。(1) 業務量、(2) は、事業収入に関する事項、8ページ(3) は事業費に関する事項についてであります。後ほど、別紙の認定第9号説明資料の収益的収支説明書のほうで説明させていただきます。

9ページ。(4) 給水装置工事の状況、(5) 委託調査業務、4の会計、(1) 企業債の概況、(2) 議会の議決を経なければ流用できない経費の決算については、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上が、事業報告であります。

次に、10ページをお開き願います。

平成24年度厚岸町水道事業会計決算報告書であります。

初めに、収益的収入及び支出の収入でございます。

1款水道事業収益は、予算2億5,913万8,000円対し、決算では、2億5,779万3,919円となり、予算に比べ134万4,081円、率で0.5%の減となりました。内訳は、1項営業収益が、予算2億5,857万7,000円に対し、決算では2億5,723万1,870円となり、予算に比べ134万5,130円の減。2項営業外収益は、予算56万1,000円に対し、決算では56万2,049円となり、予算に比べ1,049円の増でした。

次に、支出であります。1 款水道事業費用は、予算 2 億5,179万6,000円に対し、決算では 2 億4,878万7,114円の執行で、300万8,886円、率で1.2%の不用額となりました。内訳は、1 項営業費用が、予算 2 億2,295万167円に対し、決算では 2 億1,814万1,281円の執行で、280万8,886円の不用額となりました。2 項営業外費用は、予算3,064万5,833円に対し、決算も同額で、不用額はありません。3 項特別損失はありません。4 項予備費については、予算20万円に対し、決算はゼロ円で、全額不用額となりました。

11ページの資本的収入及び支出でございます。

収入でございます。1 款資本的収入は、予算4,075万3,000円に対し、決算では4,075万3,572円で、予算に比べ572円の増となりました。内訳は、1 項企業債が、予算3,480万円に対し、決算も同額。2 項国庫補助金が、予算352万1,000円に対し、決算も同額。6 項補償金は、予算243万2,000円に対し、決算では243万2,572円で、572円の増となりました。

次に、支出でございます。

1 款資本的支出では、予算 1 億6,769万1,000円に対し、決算では 1 億6,734万6,718円で、34万4,282円、0.2%の不用額となりました。内訳は、1 項建設改良費が、予算8,968万7,000円に対し、決算では8,934万4,303円で、34万2,697円の不用額であります。2 項企業債償還金が、予算7,800万4,000円に対し、決算では7,800万2,415円で、1,585円の不用額となりました。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する 1 億2,659万3,146円は、過年度分損益勘定留保資金2,554万7,306円と、当年度分損益勘定留保資金9,679万2,065円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額425万3,775円で補填するものであります。

棚卸資産の購入限度額、1,521万1,000円に対し、執行額は1,338万558円で行いました。これに伴う仮払消費税は63万7,168円であります。

12ページは、損益計算書でございます。

営業収益から営業費用を差し引いた営業利益は、2,986万8,050円となり、これに営業外収益を加え、営業外費用を差し引くと411万5,862円の経常利益となりました。当年度純利益、未処分利益剰余金も同額であります。

13ページは、剰余金計算書でございます。剰余金のうち資本剰余金は出資金から受贈財産評価額までを合わせた前年度末残高が 5 億9,539万124円でしたが、当年度595万3,572円の増により、年度末残高は 6 億134万3,696円となりました。

利益剰余金は、減債積立金と建設改良積立金、未処理欠損金を合わせた前年度末残高が8,966万6,124円でしたが、当年度の純利益411万5,862円より、年度末残高は9,378万1,986円となりました。

14ページは利益剰余金、処分計算書でございます。

当年度利益剰余金411万5,862円について、そのまま未処分利益剰余金とするものでございます。

15ページと16ページは、貸借対照表であります。

15ページ、資産の部では、平成25年 3 月31日現在の固定資産が21億1,867万1,620円、流動資産が 1 億9,849万5,728円で、資産の合計が23億1,716万7,348円でございます。

16ページの、負債と資本については、負債の合計は802万2,662円で、全て流動負債でございます。資本の合計は23億914万4,686円で、そのうち資本金が16億1,401万9,004円、剰余金が 6 億9,512万5,682円でございます。負債と資本の合計は23億1,716万7,348円でご

ざいます。

17ページは、重要な会計方針の注記であります。

会計書類の作成のため採用している会計処理の基準や表示方法など、基本事項を注記してまとめて記載しております。昨年度決算から公営企業である水道事業会計の状況をより適切に開示するため、会計書類の作成のために採用している会計処理の基準や、表示方法などの基本的事項を注記としてまとめて記載してございます。

1、固定資産の減価償却の方法は定額法で、償却の開始時期は固定資産を取得した日の属する年度の翌年度からとしております。

2、たな卸資産の評価基準及び評価方法は、先入先出法であります。

3、消費税の会計処理基準は、税抜き方法であります。

18ページから、収益費用明細書でございますが、別紙の認定第9号説明資料、平成24年度厚岸町水道事業会計決算に係る収益的収支明細書（消費税抜き）により説明いたします。

まず、収入でございます。

1款水道事業収益は、2億4,554万4,577円で、前年度に比べ3,614万6,206円、17.3%の増収となりました。1項営業収益は2億4,498万2,732円で、前年度に比べ3,614万5,752円、17.3%の増収となりました。1目給水収益は前年度に比べ家事用で3,114万7,228円、前年度までの用途の営業用、団体用及び工業用を合わせた業務用で441万1,868円など、臨時用を除く用途で増額となり、全体で3,621万7,752円、17.4%の増収となりました。

2目受託工事収益は43万2,000円で、前年度に比べて14.3%の減、これは給水工事手数料の減でございます。2項営業外収益は、56万1,845円で、前年度に比べ0.1%の増でした。

1目受取利息及び配当金では、7万9,049円で、前年度に比べ78.7%減、これは主に貸付利息の減でございます。2目他会計補助金は47万4,000円で皆増でございます。児童手当給付経費でございます。4目雑収益8,769円で、前年度に比べ95.4%減、これは配水管等破損補償費など18万2,203円の減などでございます。

次に、支出でございます。

1款水道事業費用は、2億4,142万8,715円で、前年度に比べ509万6,581円、率で2.2%の増となりました。1項営業費用は2億1,511万4,682円で、前年度に比べ569万476円、2.7%の増となりました。1目原水及び浄水費では5,032万8,183円で、前年度に比べ9%増であります。主に、修繕費274万984円、動力費41万2,598円、薬品費57万8,632円の増などであります。2目配水及び給水費では1,053万6,600円で、前年度に比べ0.6%増、主に委託料16万3,000円の増であります。4目総係費では5,006万9,809円で、前年度に比べ0.7%減、主に賃金で108万7,519円の増、賃借料173万7,862円の減などあります。5目減価償却費では1億237万7,005円で、前年度に比べ2.5%増で、主に機械及び装置287万4,0312円の増などがございます。6目資産減耗費では、180万3,085円で、前年度に比べ27.2%減、主にメーター除却72万1,729円の減でございます。

2項営業外費用は、2,631万4,033円で、前年度に比べ59万3,895円、2.2%の減となりました。これは1目支払利息及び企業債取扱諸費で、企業債利息の減でございます。3目消費税及び地方消費税、4目雑支出、ともにありません。

3 項特別損失もございませんでした。

以上、水道事業収益から水道事業費用を差し引いた当年度純損失は前年度の2,693万3,763円の純損失から、411万5,862円の純利益に転じました。

ここで、決算書の21ページにお戻りください。

固定資産明細書でございます。

(1) 有形固定資産明細書、(2) 無形固定資産明細書、ともに記載のとおりであります。

22ページから23ページにわたり、企業債明細書でございます。記載のとおりでありますので、説明は省略させていただきます。

以上が平成24年度厚岸町水道事業会計決算書の内容でございます。ご審議の上、認定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます

●議長（音喜多議員） 次に、病院事務長の説明を求めます。

●病院事務長（土肥事務長） 続きまして、認定第10号 平成24年度厚岸町病院事業会計決算について、その内容をご説明申し上げます。

決算書、1ページをお開きください。平成24年度厚岸町病院事業報告書から説明いたします。

1 として、概況。(1) は総括事項です。

本年度における病院事業運営は、全国的な医師不足が一向に改善するめどが立たない状況にあり、昨年度に医師1名減となる常勤医師4名体制の中ではありますが、全科での総合診療体制のもと、町立病院が担う医療の役割を継続し、町民の命と健康を守る信頼される医療の提供に努めることができました。

高齢化が進展する中で、介護を含む慢性期医療の役割も重要であることから、これまで維持してきた2病棟を1病棟体制へ再編し、余剰の病床を削減した上で医療機関併設型小規模介護老人保健施設へ転用をしました。これにより一般入院施設の維持と課題であった病床利用率を改善し、あわせて効果的な職員配置も図られ、病院運営の効率化と収支改善にもつながったところであります。

こうした病院改革プランの実施により、一般会計からの収支補填繰り入れも前年度に比して減少させることができたほか、平成15年度から抱えていた不良債務を今年度末をもって全額解消することができました。

また、医師確保は、地域医療を守る最重要課題であることから、常に北海道や関係医科大学及び関係医療機関などへの働きかけを継続しているところであります。

さらに、町立病院の大きな使命の一つである救急医療体制の確保では、本年度も札幌医科大学及び北海道大学医学部などから医師派遣を受けて、休日、夜間の初期救急に努めることができ、同時に常勤医師の勤務負担の軽減も図ることができました。

専門的治療を要する疾病や高度な設備での治療を要する患者は、専門医と設備の充実した釧路市内の2次医療機関との連携により、患者紹介を図ることができました。

なお、これまでどおり町民要望の多い整形外科診療を釧路赤十字病院から毎週1回、脳神経外科診療を釧路労災病院から隔週1回の定期派遣を受け、診療したほか、東京北社会保険病院などの支援で消化器検査診療を継続することができました。

以上が総括であります。

続いて、アは患者数、イは収益的収支、ウは資本的収支についてであります。内容については後ほどご説明いたします。

続いて2ページです。

(2) は決算、予算の議会議決事項です。

(3) の行政官庁認可事項では、医療器械整備などに関する補助金の認可関係で、それぞれ記載のとおりであります。

(4) は職員に関する事項についてです。正職員数では年度途中での職種ごとの増減がありますが、老健施設への移動など、年度末では60人で前年度末から4人の減であります。なお、嘱託職員で3名の減、臨時職員で7名の減となっています。職種別の詳細は、記載のとおりであります。

3ページは、2の工事。

(1) では資産取得の概況であります。医療器械の取得で、全て更新によるものです。内容については記載のとおりであります。

次に、3、業務の(1) 業務量です。患者数については、前年度比較で、入院患者数では、延べ1万5,643人で前年比1,160人、6.9%の減、一日平均で3.0人減で、外科患者の減少によるものです。外来患者数では延べ5万1,929人、前年比402人、0.8%の減、1日平均で、2.5人の減となっております。主に、小児科、外科患者の減少、反対に整形外科患者が1,445人の増となったものであります。

次、2の病床利用状況であります。一般病床を1床減の55床に、療養病床は32床全てを廃止し、総体で55床とした結果、利用率が77.9%、25.7ポイントの皆減となっております。

続いて、4ページ、5ページは、事業収入と事業費用の損益計算書の項目ごとに前年度との比較となっております。

6ページ。4の会計では、(1) 企業債の概況、(2) では一時借入金の概況、(3) では議会の議決を経なければ流用することのできない経費の決算であります。それぞれ記載のとおりであります。

以上が事業報告書となります。

7ページからは平成24年度厚岸町病院事業決算報告書となります。

まず、収益的収入及び支出から説明を申し上げます。

収入であります。1款病院事業収益では、予算11億6,388万7,000円に対し、決算では11億5,957万458円となり、予算に対し431万6,542円、0.4%の減となっております。これは1項医業収益、予算7億5,682万1,000円に対し、決算では7億6,387万3,326円となり、予算に対し705万2,326円、0.9%の増となったものであります。2項医業外収益では、予算4億706万6,000円に対し、決算では3億9,569万7,132円となり、予算に対し1,136万8,868円、2.9%の減となったものであります。

次に支出であります。1項病院事業費用では、予算11億6,388万7,000円に対し、決算では11億5,138万4,405円の執行で、1,250万2595円、1.1%の不用額となっています。これは1項医業費用で、予算10億8,450万9,000円に対し、決算では10億7,777万3,068円の執行で、673万5,932円、0.6%の不用額であります。2項医業外費用では、予算7,907万8,000

円に対し、決算では7,361万1,337円の執行で、546万6,663円、7.4%の不用額であります。3項予備費では、予算30万円に対し、支出がなく全額不用額となったものであります。

8ページをお開き願います。

資本的収入及び支出でございます。

収入では、1款資本的収入、予算1億2,700万1,000円に対し、決算では1億2,669万9,519円で、予算に対し1,481円の減であります。内訳は、1項補助金で、一般会計補助金及び防衛施設周辺整備調整交付金がその内容となっております。

次に、支出であります。

1款資本的支出では、予算1億2,700万1,000円に対し、決算では、1億2,699万9,519円で、1,481円の不用額となっております。内訳では、1項建設改良費、予算1,793万8,000円に対し、決算では1,793万7,150円、850円の不用額で、逆浸透精製水製造システムなど、医療器械更新であります。2項では企業債償還金、予算1億906万3,000円に対し、決算では1億906万2,369円で、631円の不用額となったところです。

(3) たな卸資産購入限度額では、予定限度額1億5,898万8,000円に対し、執行額は1億4,071万6,019円となりました。これに伴う仮払消費税は670万762円となったところです。

9ページでは、平成24年度厚岸町病院事業損益計算書であります。収益から費用を差し引いた額、下の段から3行目、本年度は当年度純利益として377万8,003円の計上となったところです。

次ページをお開き願います。

10ページは、平成24年度厚岸町病院事業剰余金計算書、11ページは平成24年度厚岸町病院事業欠損金処理計算書であります。

この結果、平成24年度末の累積欠損金は、11ページの欠損金処理計算書で9億4,152万875円となって、次年度へ繰り越すものであります。

続いて、12ページをお開きください。

12ページから続く13ページは、平成24年度厚岸町病院事業貸借対照表であります。平成25年3月31日現在の財産状況を示すものであります。内容につきましては、記載のとおりであります。

14ページは、会計の処理方法について、1、固定資産の減価償却方法、以下4項目について病院事業会計における処理方法を記載することで、積算根拠を示す内容となっております。

15ページからの収益費用明細書については、別に配付させていただいております認定第10号説明資料平成24年度厚岸町病院事業会計決算にかかる収益的収支説明書（消費税抜き）により説明をさせていただきます。

款、項、目により主な増減を説明いたします。

まず、収入であります。

1款、1項、1目入院収益では3億2,197万9,127円の決算額で、前年度対比11.3%の減となっております。患者数で1,160人の減、1人1日当たりの1,021円の減となったもので、老健施設への患者の移動や医療療養病棟廃止で、一般病棟の入院基本料金が引き下がったことによる単価の減などによるものです。2目外来収益では3億8,115万5,020

円で、前年度対比2.8%の減、内訳で患者数では402人減、1人1日当たりの金額では155円の減となったことが要因であります。3目その他医業収益では5,793万3,621円で、室料差額、公衆衛生活動収益で減ですが、その他医業収益で増額となっております。

次に、2項医業外収益の1目受取利息及び配当金では、ゼロ円で、皆減、2目患者外給食収益では157万524円で、前年度対比7.1%の減で、職員給食数減によるものであります。3目その他医業外収益では604万9,101円で、前年度対比63.8%の減、主に一時払いの現金や戻し入れが減少となったものです。4目他会計補助金では3億7,754万4,481円で、5,234万8,675円、前年度対比12.2%の減です。内容ですが主に、不採算地区病院運営費補助の減額であります。5目負担金補助及び交付金では991万702円、皆増ですが、これは老健施設での燃料費等の直接事業者を支払うことができない経費を病院が一環を負担して、使用実績から面積率などによる案分計算を行った額を病院会計に負担金として戻し受けるものであります。今後、一定程度の負担金を毎年計上することとなります。6目雑収益では81万3,761円、消費税計算の過程における端数と戻し入れされる額であります。7目道補助金では31万7,000円であります。院内保育所運営等補助金であります。

次に支出であります。

1款、1項、1目給与費では6億9,715万5,588円で、前年度対比11.9%の減、老健への移動、退職不補充等により、職員で4人減、嘱託、臨時で10人の減により、それぞれの科目で減額となっております。2目材料費では1億1,723万5,589円で、前年度対比15.0%の減、入院、外来ともに患者数の減が薬剤費、診療材料費などの減になったところがあります。3目経費では2億737万9,257円で、前年度対比5.7%の減であります。減少となった主なものは、厚生福利費で約62万5,000円、旅費、交通費で約165万6,000円、消耗品費で約41万円減、手数料で約52万9,000円減、保険料で約43万7,000円減、修繕費で約47万1,000円減、使用料で約627万8,000円減、委託料で約566万8,000円減、これらの減は介護老人保健施設への移動なども含んでいる内容であります。増額となった主なものは、光熱水費で約151万1,000円増、燃料費で約135万9,000円増、負担金で約120万5,000円増となっております。4目減価償却費では、4,947万7,541円で、前年度対比1.6%の減、5目資産減耗費では345万5,760円で、前年度対比121.3%の増、6目研究研修費では239万1,913円で、前年度対比3.5%の増。

次に、2項に移ります。1目支払利息及び企業債取扱諸費では、6,378万2,408円で、前年度対比6.3%の減であります。内容は記載のとおりであります。2目医療技術員確保対策費では85万3,569円で、前年度対比110.5%の増。3目雑損費では743万5,709円で、前年度対比20.5%の減。4目繰延勘定償却では432万8,000円で、前年度同額であります。

以上で資料の説明を終わらせていただきます。

決算書に戻り、19ページをお開きください。

19ページは、固定資産明細書、続き20ページでは、企業債明細書であります。いずれも記載のとおりでありますので、説明は省略をさせていただきます。

なお、年度末における未収金の状況につきましては、別に配付の認定第10号補足資料平成24年度厚岸町病院事業会計決算にかかる未収金内訳をご参照ください。

以上、大変雑駁な説明であります。認定第10号平成24年度厚岸町病院事業会計決算書の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 議長（音喜多議員）　ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。
監査委員。

- 監査委員（黒田監査委員）　ただいま上程されました平成24年度厚岸町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算認定並びに水道事業会計及び病院事業会計の決算認定について、決算審査の概要を申し述べさせていただきたく存じます。

まず、最初に、認定第1号から認定第8号まで、平成24年度一般会計並びに7つにわたる各特別会計の全体的な決算状況について、千円単位で申し上げますと、決算審査意見書の2ページに書いてございますが、各会計総額では、歳入が130億393万2,000円、歳出は125億446万7,000円となりまして、歳入歳出差引4億9,946万4,000円、約5億円程度の収入増の黒字決算という形になっております。一般会計初め各会計ごとの決算状況につきましても、ただいま町長あるいは課長、事務長からご報告があったとおりの内容でございます。

次に、監査としての決算審査の中で今後とりわけ努力を望みたい、それらの事項について申し述べさせていただきたく存じます。

まず、歳入関係でございますが、一般会計における自主財源の根幹をなす町税につきましては、収納率がアップしたことに加えまして、決算額が予算額を大幅に2,672万9,000円上回っておりまして、これらのことを鑑みると、収納率の向上に向けた担当現課の日々の努力のあらわれたものではないだろうか、高く評価をさせていただくものでございます。また、税収と税外収入を合わせた収入未済金、これは繰越関係の財源を除き正味1億5,615万2,000円となりまして、前年度よりもこの収入未済金が887万4,000円ほど減少をしております。

今後、国からの地方交付税、あるいは補助金などの依存財源、これらの減少が想定される中であって、自主財源である町税の確保というのは大変重要なことであるのは自明の理でございます。負担の公平を期する上からも、引き続き収入未済金の解消については、なお一層の納入意識の啓蒙を図り、個々の滞納自体に応じた適切な措置を講じ、自主財源の確保への努力を望むものでございます。

また、一方、歳出関係でございますが、一般会計における不用額でございます。2億4,840万7,000円で、昨年と比べますと減少、2,211万円、不用額は減っております。ですが、一方では予算減額に対する割合も2.7%と高くなっております。その中でも、とりわけ制度、あるいはシステム等の問題もあらうかと思っておりますけれども、特別会計に対する一般会計からの多額な不用額が見受けられます。予算の効率的な執行を図る意味においても、今後とも一層の改善努力を望むものでございます。

その他、細部につきましては、皆様のお手元に配付をいたしました決算審査意見書をごらんいただきたいと思いますけれども、地方自治法の規定によりまして、町長から審査に付されました平成24年度一般会計並びに各特別会計の歳入歳出決算書に表示された諸計数につきましては、何ら誤りがないものと認められたところでございます。

今後とも創意工夫を図り、職員の英知を結集をして、さらに一層の効果的、なおかつ

効率的な町づくりと行財政運営に努められるよう希望するものでございます。

続きまして、企業会計でございますが、認定第9号の平成24年度厚岸町水道事業会計及び認定第10号の病院事業会計につきましても、審査概要を申し述べさせていただきます。

なお、先ほど、水道課長、病院事務長、説明の中にありました数値は税抜きの数値でございます。私がこれから申し上げる金額は、税込みの数字でございます。そういう意味におきましては、若干数値の上でギャップがございますが、ご了承賜りたくお願いを申し上げます。

初めに、水道事業会計から申し上げます。

第3条予算の収益的収入及び支出でありますけれども、収入では、2億5,779万3,919円に対しまして、支出では2億4,878万7,114円となりまして、差し引き税込みで900万6,805円が当年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、収入の4,075万3,572円に対しまして、支出は1億6,734万6,718円となります。差し引き1億2,659万3,146円の不足額が生じまして、先ほど水道課長申し上げましたとおり、過年度分損益勘定留保資金並びに当年度の損益勘定留保資金等を持ちまして、補填処理をいたしたところでございます。

続きまして、病院事業会計でございますが、第3条予算の収益的収入及び支出でございますが、収入では11億5,957万458円、支出では11億5,138万4,405円となりまして、差し引き病院会計におきまして818万6,053円が当該年度の純利益となっております。

次に、第4条予算の資本的収入及び支出でございますが、これは収入の1億2,699万9,519円に対しまして、支出も全く同額をもって決算を終了をしております。

以上、平成24年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、その概要を申し述べさせていただきましたけれども、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づきまして、町長から審査に付されました平成24年度厚岸町水道事業会計決算並びに病院事業会計決算にかかわる各諸書類は、いずれも関係法令に準拠して作成をされておりました。また、表示された諸計数についても何ら誤りがないものと認められたところでございます。

なお、水道課長の説明と若干重複しようと思っておりますけれども、水道事業につきましては、人口減少によりまして給水収益が年々減少のトレンドを示しておりますけれども、平成24年の4月から水道料金が改定されまして、4年連続の赤字であったところが、この平成24年度からは5年ぶりに黒字決算へと転換をしたものでございます。

また、平成24年度より水道事業のかなめとなる宮園配水池の更新事業が着手をされましたが、それらも含めまして将来にわたり、安全で安心な水を安定的に町民に供給いたすべく水道事業の健全経営と、なおかつ効率的な事業運営に向けて、一層の努力を期待するものでございます。

また、病院事業につきましては、従来からの療養病棟を廃止をいたしまして、当該年度から併設型の介護老人保健施設に転用する体制、これに移行をしたこと。さらには、常勤医師5名のところ1名減の4名の常勤体制となったこと等々の平成24年度の特殊要因も加わりまして、医業収益、さらには医業費用ともども収入、支出両面で諸計数が大幅に減になったのと、規模が縮小になりました。しかし、全体的な経営収支はむしろ好転をし、単年度純利益を計上したという経過でございます。

実質的意味におきましても、一般会計からの運営補助金が減少している、このことに加えまして、10年目にして不良債務が解消したという、この病院企業経営努力は高く高く評価に値するものかと思えますけれども、依然として、9億円を超える未処理欠損金の残高を抱えておりまして、今後も引き続き健全な病院経営に向けて、町民の生命と健康を守る公的病院として、関係者の一層のご努力を節に望みたいものと、そのように思っております。

以上で、決算審査にかかる口頭報告を終わらせていただきます。

●議長（音喜多議員） 本10件の審査方法についてお諮りいたします。

本10件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することにしたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本10件の審査については、議長及び議会選出監査委員を除く11人の委員をもって構成する平成24年度各会計決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査することに決定いたしました。

本会議を休憩します。

午前11時17分休憩

午前11時25分再開

●議長（音喜多議員） 本会議を再開いたします。

●議長（音喜多議員） 日程第8、報告第7号 平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ただいま上程いただきました報告第7号 平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告について、その内容をご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告するものであります。

議案書、12ページをお開き願います。

平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率につきましては、①実質赤字比率は黒字でありますので、比率なしであります。

②連結実質赤字比率、同じく黒字でありますので、比率なしであります。

③実質公債費比率13.6%、④将来負担比率114.8%であります。

厚岸町に適用される早期健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

次に、平成24年度厚岸町公営企業会計における資金不足比率であります。

水道事業会計、病院事業会計、簡易水道事業特別会計、下水道事業特別会計、いずれの会計も資金不足なしですので、比率なしであります。

厚岸町に適用される経営健全化基準比率は右欄のとおりであり、いずれもその基準を下回っております。

各比率の内容につきまして、お手元に配付しております報告第7号説明資料によりご説明させていただきます。

初めに、実質赤字比率であります。この比率は、その市町村の基本会計である一般会計の収支が赤字なのか、黒字なのかを見るための指標であります。

赤字のときには、赤字額を標準財政規模と比べて、赤字の大きさをあらわすこととされております。表の上段右側太枠で網かけしているところが、比率はマイナス8.79%であります。この表記につきましては、実質赤字比率であることから、赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持しております。

次に、連結実質赤字比率であります。この比率は全ての会計の収支を足し合わせて、その市町村のトータルの会計収支が赤字なのか黒字なのかを見るための指標であります。赤字のときには赤字額を標準財政規模と比べて、赤字の大きさをあらわすこととされております。

厚岸町の一般会計と公営企業会計以外の特別会計の実質収支額と、公営企業法が適用されない公営企業会計である特別会計と、法が適用される公営企業会計の資金不足、剰余額の合計額を標準財政規模に対する割合で示す比率であります。表の右欄、下段のとおりマイナス13.82%であります。この表記につきましても赤字ではなく、黒字のときはマイナスで表記され、公表する場合は黒字でありますので、比率なしとなります。その下に前年度の比率を表記しておりますが、引き続き黒字を維持しております。

次に、2ページをごらんください。

実質公債費比率であります。この比率は、その年度の歳出の中で借金の返済額に充てた額がどの程度であったのかを見る指標であります。一般会計の公債費と債務負担行為支払額、特別会計等公営企業会計の公債費のうち、一般会計負担額などを標準財政規模に対する割合を過去3カ年の平均値で表記いたします。資料には各項目ごとの金額を記載し、右下段に計算式を記載しております。表の右中央に記載のとおり、今年度の比率は13.6%で、前年度との比較では0.2ポイント減少しております。

3ページをごらんください。

将来負担比率であります。この比率は、一般会計が、今後、将来にわたって負担しなければならない実質的な負債額を標準財政規模に対する割合で示すものであります。資

料には各項目ごとの金額を記載し、下段に計算式を記載しております。表の右下段に記載のとおり、本年度の比率は114.8%で、前年度との比較では19.4ポイント減少しております。

4ページをお開きください。資金不足比率であります。

この比率は、公営企業会計ごとに資金不足額があるのか、ないのかを見るための指標であります。資金不足額があるときには、事業規模に対する割合で、その大きさをあらわすこととされております。この比率の対象となる会計につきましては、記載のとおり、4会計となっております。

水道事業会計は、マイナス77.9%。このマイナス表記は資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。

次に、病院事業会計はマイナス4.9%。同じく資金不足額はなく、資金剰余額の割合であります。

次に、簡易水道事業及び下水道事業会計であります。収支ゼロのため、比率はゼロ%であります。

4つの会計とも資金不足額がないことから、公表する場合は比率なしとなります。

以上をもちまして、報告第7号の内容説明とさせていただきます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） ここで、監査委員に対し、審査結果の意見を求めます。

監査委員。

●監査委員（黒田監査委員） ただいま上程されました、報告第7号 平成24年度厚岸町一般会計等における健全化判断比率及び公営企業会計における資金不足比率の報告につきまして、厚岸町財政経営健全化審査の概要を申し述べさせていただきたく存じます。

今回、審査をいたしました結果につきましては、皆様のお手元に配付した別紙意見書のとおりでございますけれども、一般会計における健全化判断比率として示された4項目とも、全て早期健全化基準以下となっております。また、水道、病院の2事業会計並びに簡易水道、下水道の2特別会計における資金不足比率についても全く同様に、基準内におさまり、まことに良好な財政運営がなされていると判断されているところでございます。

よって、財政健全化法第3条第1項の規定に基づいて、町長から審査に付されました健全化比率の算定と、その算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正に行われておりまして、何ら誤りがないものと認められたことをご報告を申し上げ、さらに、次年度以降におきましても、財政健全化の方針に沿った堅実な財政運営が行われることを心より期待をいたしつつ、口頭報告とさせていただきます。

●議長（音喜多議員） これより、質疑を行います。ありませんか。

（な し）

●議長（音喜多議員） なければ、質疑を終わります。

これをもって、報告済みといたします。

●議長（音喜多議員） 日程第9、これより、一般質問を行います。

質問は、通告順によって行っていただきます。

なお、厚岸町議会会議規則第61条第5項の規定により、一般質問の時間は答弁を含め60分以内となっております。5分前にはベルを鳴らし合図をいたします。

初めに、10番、谷口議員の一般質問を行います。

10番、谷口議員。

●谷口議員 本定例会一般質問に当たりまして、通告しておりました2点についてお伺いをいたします。

一つ目は、消防の広域化とコミュニティFM放送についてであります。

一つ目として、国は市町村の消防の広域化に関する基本方針の一部を改正し、推進期限を平成30年の4月1日として、各地方自治体に通知をいたしております。これを受けて北海道は、年内に成案を出したいという意向を持っているようでありますけれども、消防広域化に厚岸町として、今後どのように対応されるのか。私は地域に密着した消防行政を行うには、今の体制を維持すべきではないかと考えますが、町長の見解をお伺いをいたします。

二つ目として、コミュニティ放送についてであります。

FM放送は、東日本大震災で被災避難者へのコミュニティ手段として大きな役割を果たしていたと言われておりますが、厚岸町でも開局の要望があった場合に支援できる体制、あるいは支援を行っていくのか、それについてお伺いをいたします。

二つ目、厚岸町住宅リフォーム支援助成事業についてであります。

厚岸町は、今年度から住宅リフォーム支援助成事業を行ってまいりました。大変好評で早期に締め切られたと伺っております。現在までの申し込み状況について説明をいただきたいのと、今後この制度の拡充について考えているかどうかお伺いをいたしまして、私の1回目の質問といたします。よろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 10番、谷口議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の消防の広域化とコミュニティFM放送についてのうち、初めに消防広域化に厚岸町として今後どのように対応されるのか。地域に密着した消防行政を行うには、今の体制を維持すべきではないかについてであります。私は、平成23年12月の厚岸町議会第4回定例会において、消防の広域化、具体的には釧路圏にある釧路市消防本部、釧路東部消防組合、釧路北部消防事務組合の3消防本部を統合することについては、見送りとする結論に至ったことをご報告申し上げました。

また、その際、見送りとした理由について、国が示す統合の利点が本州の地域では多く当てはまるものの、北海道の中でもこのように広大な管轄面積を有する当地域では、

適合する利点が少なく、むしろ消防組合の構成町村にかかる財政負担がこれまでよりも増すこと、消防署と消防団の連携関係が希薄化することが懸念されることが明らかであること、自治体消防の理念と相反する方向に進むことも想定されることなど、国が示していない欠点のほうをはるかに大きいとの判断によるものであったことを申し上げました。

確かに消防庁は、災害の大規模化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防本部の一層の体制強化を図るためとして、平成18年に制定した市町村の消防の広域化に関する基本指針の一部を改正し、本年4月1日に告示し、同日付けでこのことを各都道府県に通知するとともに、各市町村に対してもこの旨周知するよう依頼いたしました。

また、この通知を受けて北海道は、第2次北海道消防広域化推進計画の素案を作成し、現在その素案に対する意見集約を行っている段階であり、その後、その意見を参考に計画案を作成し、パブリックコメントを実施した上、道議会への報告、北海道消防広域化等を推進する協議会の開催を経て、本年11月を目途に新たな推進計画を策定することとしております。

しかし、改正後の国の基本指針、北海道の計画素案を見る限り、広域化実現期限が平成25年3月31日から平成30年4月1日まで延長されたこととはいえ、さきに申し上げた国が示していない欠点を解消できるものにはなっていないこと北海道の計画素案において、当地域が改正後の国の基本指針という消防広域化重点地域になっていないことから、現時点で、当地域においては、先の見送りとした結論を変更する理由も見当たらず、このことは、釧路市を除く会計町村一致した考えでもあります。

今回のご質問には、地域に密着した消防行政を行うには、今の体制を維持すべきではないかのご意見がありますが、私も全く同じ考えであります。

さきの行政報告でも申し上げたとおり、消防は、町民生活に直接かかわる、地域にとっても重要な行政機能を有するものであり、町長として、今後とも行政サービスを低下させることがないよう、この体制を強化充実いたすべく取り組んでまいりたいと考えております。

次に、コミュニティFM放送は、東日本大震災で被災避難者へのコミュニティ手段として大きな役割を果たしたと言われているが、厚岸町でも開局の要望があった場合支援できるかについてであります。全国的には、防災及び災害発生時の情報手段、地域情報の共有手段として有効であり、防災行政無線などに比べて費用対効果にも優れていることから、民間事業者などが経営しているコミュニティFM放送放送局に支援を行っている地方公共団体がふえてきているようですし、東日本大震災では、多くの臨時災害FM放送局が開設され、救援情報や復興情報など、被災者にとって役立つ情報が放送されたことから、大きな注目を浴びたことも承知しております。

しかし、厚岸町には防災行政無線の戸別受信機と屋外拡声機に加え、IP告知端末があり、平常時の行政情報の発信や有事の際の防災・災害情報の伝達という点では、この二つのシステムで十分その役割を果たせていると考えておりますし、これまで厚岸町に対し開局の要望や相談はありませんので、今後、具体的な要望や相談があったときには、その内容に応じた対応を検討することといたします。

続いて、2点目の厚岸町住宅リフォーム支援助成事業についてのうち、初めに、今年度から始まった厚岸町住宅リフォーム支援助成事業の申し込み状況についてであります。町では、住宅改修支援として、リフォーム費用が10万円以上となる住宅及び設備工事一式の改修で、町内参加登録業者が施工することを条件に、助成予算額500万円を限度に利用申し込みを、ことし5月20日から6月20日の期間で受け付けしておりました。

6月18日に利用者数41件、利用申込額499万4,000円となったことから、同日付で申し込みを締め切らせていただいた状況であります。

次に、今後この制度を拡充すべきではないかについてであります。住宅リフォーム支援助成の内容であります。対象となる工事は、住宅の改修として増築や断熱改修・サッシの取り換え・バリアフリー改修・外装の取り換え・外壁の塗り換え・屋根の塗り換え・内装の変更・間仕切りの変更・各部位の修繕、補修や給湯、風呂、台所、トイレ及び暖房の改修工事など、広範囲にわたるリフォームに適用となっていることや助成対象工事費も少額の10万円以上を対象としております。

また、住宅リフォーム支援助成の申し込み締め切りをした6月18日、防災行政無線により、住宅リフォーム支援助成金の利用申し込みが助成予定額に達した旨をお知らせしましたが、同日、リフォーム支援助成申し込みを予定されている方がさらにいるかどうかを調査する目的で、町内参加登録業者への聞き取りを行ったところ、年度内のリフォーム予定者が10件ほどあったこと、また、それ以後も今年度に増額の予定はないかとの問い合わせが来ていたことに加え、直接町のほうへも今年度、助成額の増額はしないのかとの問い合わせが来ておりました。

これらの調査結果を踏まえて検討した結果、今回、住宅リフォーム支援助成を増額する補正予算を計上させていただきましたので、ご理解願いたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 昼食のため、休憩いたします。

2回目の質問は13時再開といたします。

午前11時52分休憩

午後1時00分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

10番、谷口議員の再質問から始めます。

10番。

●谷口議員 まず、1点目なのですが、広域化については町長、こういう見解を示されておりますけれども、ただ管内の町村の間ではそういう意見で一致しているというふうに伺ったのですが、市を含めるとどうなっていくのかなというのが私は心配なのですが、そのあたりではどうなのでしょう。

●議長（音喜多議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 最終的に東部消防組合の組長と副長が構成町の会議がありまして、最終的にはそこで決定したのですが、その前に釧路市を含む管内の全市町村の副長レベルの会議がありました。このことはもう以前にもお話しをさせていただいておりますが、その中で、私どもが感じた感触は、釧路市は積極的に合併を推し進めるべきではないかというような話がありました。そこで我々が求めたのは、消防組織における人員ですとか、年齢構成ですとか、給与の実態ですとか、あるいは装備の体制、それから消防署の建物がいつ建設されて、どこにどういうものがあるかというふうなことを、関係市町村で集めていろいろ議論をさせていただきました。副長会議の段階では、結局は多数決みたいになりまして、今回の１次の段階では見合わすという結論に至ったわけです。そういうこともありまして、答弁では、市を除く町村はそういう考え方で一致しているという書き方をさせていただいております。

市は、その段階では、これは私の思った感触ですが、積極的に合併をしたいというようなニュアンスで話されていたということではありますが、全体的な議決といいますか決定では、その１次では見合わすということを決断させていただいて、それは今に至るも変わっておりません。

それから、北海道が素案を今示してまいっておりますが、その中で重点地域を何カ所か指定をしたいという考え方を、その素案の中で示されておりますが、釧路管内は一つもございません。どことどこが合併すべきであるとか、ないとかということはありません。空知ですとか、十勝、あの辺は合併しても、それなりのスケールメリットが発揮されて合併の効果ができるだろうと、あるいは単独でもうやっていくのが困難な状況であるというところを重点地域として、この30年の間に合併すべく重点地域として対応したいという素案があるようであります。その素案の中には、今、厚岸町を含む釧路管内は１署も入っていないという状況であります。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 わかりました。

それで、次の２にはいたいのですが、これでFMについてでありますけれども、それなりの評価をするということであって、今厚岸町がそういうことにかかわってこうというようなことではないということでもありますけれども、ただ厚岸町の防災行政無線と、あるいはIP告知端末、こういうものをやっておりますけれども、IP告知は、これ大津波があると、言ってみれば10メートル程度のものがもし来た場合には、ほとんど役に立たなくなる可能性は強いのではないのかなと。ただ防災行政無線はきちんと考えておられますから、それなりの対応ができると思うのですけれども、やはりそうすれば、伝達方法は相当限られてくると思うのですよね。実際防災行政無線の場合は、町や行政が率先して情報を流さなければならないし、それと、やはり一定の間隔があいていたりすると。ですけれども、民間等でできるこういうFM放送については、隙間なく情報を流すことができるということを考えると、非常に効果があるというふうに言われており

ます。救援物資なんかの配布等でも、あるいはどこにどういうものがあるのかとか、そういうものを放送をつかさどる人たちがやはりきちんと情報を集めたり、あるいはそこに情報を寄せ合ったりしながら、放送をしていくということでありますから、結構な効果が発揮されているようであります。

それで、私は今すぐこういうものを立ち上げるということが必要かどうかという点では、財政的な問題がありますから、私もそれはなかなか困難だと思いますけれども、このミニFMが災害時には暫定的ではあるけれども、開局を認めるシステムができ上がっているのですね、もうね。そして、一定期間の間それを使うことができるということなので、そういうものを我々町の側でもきちんとそういう場合のは、この手があるというものを確保しておく必要があるのではないのかなというふうに私は思うのですが、そのあたりではどういうふうに考えているかお伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

今、議員が申し上げられましたとおり、臨時災害放送局というものが総務省のほうでも、今できるようになっているということで、町長の答弁にもありましたけれども、これが東日本大震災のときにはかなりの力を発揮したということと、その地域の中のコミュニティがこのFM放送局によって、かなりの形で送れたということも承知をしております。

町としても、この総務省の下部組織になりますけれども、総合通信局とのやりとり、当然IP告知の関係でありますので、もう少しこの臨時災害放送局について情報を得て、災害時にはこれらも使えるような形を、体制をとれるような感じで研究をさせていただきたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 ひとつよろしく願いをいたします。

それで、最後の住宅リフォームについてお伺いをいたしますけれども、初年度の初めての事業で、500万円の予算をもってスタートをしたということでありますけれども、1カ月足らずの間に申し込みが殺到して、結果的には6月18日で募集を締め切るというような状況になっているわけですね。それで、その後も問い合わせと、私たちにも何人かの人からお話がありました。非常にタイムリーな支援事業ではないのかなというふうに私は思うのですが、今回、今の町長の1回目の答弁で、補正をすると、予算案を見ますと200万円を見てするということなののですが、この制度なののですが、私は1年に1回募集するのも確かに一つの方法なのですが、やはりそれぞれの家庭の事情だとかというのは、年度途中でも変わってくる場合がたくさんあるのですよね。息子が結婚する、あるいは子供生まれるだとか、そういうとを含めて、あるいは当初4月、5月、6月まではお金を用意することができなかったけれども、それ以降であればめどがつくとか、そういういろいろな家庭の事情がありますから、やはり期間を私は切らないでいただきたいのですが、ただ事情がある場合には町としても一定の期間で物事を進めたい

というのであれば、やはり前期にこの程度、あるいは後期にこの程度やりたいというような期間を区切りながらの募集も、時には考えてもいいのではないのかなというふうに考えますけれども、そのあたりではどういうふうに考えているのか、お伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

期間の問題でございますけれども、当初この事業を始めるに当たって、準備等も含めまして今年度につきましては、5月の20日からということで応募を受け付けいたしました。この500万円という事業費の根拠も、その二、三年の間にいろいろな状況を鑑みまして、500万円程度あれば何とか町民の方のリフォームに対してお応えできるのではないだろうかということで始めさせていただきました。

うちどもとしましては、本来はもう少し早い時期に募集を受け付けしたいという考えであったのですが、初年度だったものですから、いろいろな手続の問題だとか方法の問題だとかもありまして、5月20日になりました。一定程度500万円が大体利用はあるだろうという根拠のもとに募集をかけて、応募の抽選ではなくて順番によって認めているという状況でございます。もし1カ月で、6月20日という応募期間を閉めさせていただきましたけれども、これで応募が埋まらなければ、なおかつそれ以降も応募期間を延ばすという前提のもとに、とりあえず1カ月間という状況で期間を設けさせていただいた状況でございます。

今、議員おっしゃるとおり、期間を切らないでということでございましたけれども、とりあえず初年度でありましたので、そういった状況で1カ月という期間をまず決めさせていただいた中で、状況を確認したいというもとで、今回は応募期間を1カ月ということでやらせていただいたということで、さらに、いろいろなそういう今の家庭の状況等もありますので、それからその500万円という予想は500万円の助成額を上回ったことも状況的にはあるかないかも、結果として、あるという状況が出てきましたので、今回さらに追加募集をかけるという状況で進んでいるわけでございます。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 今年度厚岸町はこの太陽光とこの住宅と、それからブライダル何だかという助成制度三つやって、一番好評なのはこの住宅リフォームではないのかなというふうに私は思うのですよね。それで、この事業をやっぱり要望があるのであれば、それにきちんと応えることが大事ではないのかなというふうに思うのですよ。ですから、今回、今課長おっしゃったような方法で500万円で何とかなるから、ちょっとしたらそれまでに届かない場合は、もっと募集というか期間を延長しようというふうに考えていたというふうに説明されておりましたけれども、結果的には期間前に締め切りを迎えた。それで新たに200万円の補正で事業を進めようというふうになっています。

ぜひ、私としてはこの事業は、町内でお金が回る、本当に町内で回る事業だと思うの

ですよ。業者のほうで町外業者に委託するなんていうことは、まずあり得ないような仕事であるということを考えれば、これをぜひ続けてほしいし、やはり新年度に向けてこの事業をさらに来年増額をしようとか、そういうことも含めて、募集期間と増額を求めて進めていく考えがないかどうか、もう一度お伺いをいたします。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） ただいまのご質問にお答えします。

町内限定の登録リフォーム業者によって利用もされているという意味では、町内でそういった雇用も含めて産業も含めて、この事業が目指したある程度効果があったということは同じ意見だと思います。

それと、来年度の増額ということでございますけれども、各市、各町村でもこういった事業をやられているところがありまして、札幌市も含めまして、当初予算、当年度予算、初年度予算、次年度予算というふうに、同じ予算なり要望が多かったので増額したという例がありますけれども、やはり一定程度需要に対して限りが出てくるという例もございます。いわゆる初年度は50万円見ていたけれども、次年度応募が多かったから800万円にしたと。やはり500万円ぐらいで次年度の実態はおさまってしまったと。3年度も500万円で臨んだのだけれども、300万円に減っていたと、実際がと。いろいろな状況が考えられると思います。増額だとか、それ期間の問題も含めて、今回の経験を踏まえて、やはり来年以降に向けての推移を私どもも図らなければならないだろうと。そうした上で期間ももう少し早い時期から何とかできないかだとか、今回は1カ月にとどめましたけれども、3カ月、4カ月というふうに延ばすことは当然可能でございます。ただ予算あつての話でございますので、その辺も勘案しながら来年度に向けて、調査研究していきたいと考えておりますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

●議長（音喜多議員） 10番、谷口議員。

●谷口議員 この住宅リフォームなのですが、町長にちょっとお伺いしたいのですが、この制度を町がやって、ことしはこういうふうに好評であったということなのですかけれども、やはり町も財政的にはやりくり大変な中で、このための財源を生み出してやっているわけですか。

それで、本州各県で見ますと、県単位で県がこのリフォームの条例をつくって、各市町村を支援しているという例がたくさんありますよね。ですから、町としてどうリフォーム制度を創設なさいたいというような要望をしていく考えがないかどうか、最後にお伺いします。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをいたします。

今回のリフォーム支援助成事業、このように要望があるというのは私も大変うれしく

思っております。と言いますのはご承知のとおり、以前耐震工事の助成制度を設けたわけでありまして。しかしながら最終的にはゼロであったという過去のことを踏まえまして、今回これだけの、さらに補正を組まなければならないという事態になるということは、本当に喜んでおるわけございまして、その効果があったなという施策上の効果というものにびっくりしておるわけでありまして。

そこで、これは道にさらに要請をして、道の助成制度にしたかどうかというお話であります。が、事例を申し上げながら、厚岸町はこうだったと、ですから北海道全体としても道だということについてはお話しし、さらにはまた、北海道としてもやるべきことではなかろうかということについては、実績等を踏まえながら私も検討事項として考えていかなければならないだろうと、そのように考えます。

●議長（音喜多議員） 以上で、谷口議員の一般質問を終わります。

次に、3番、石澤議員の一般質問を行います。

3番、石澤議員。

●石澤議員 本定例会に当たりまして、さきに提出した通告書に従って質問をいたします。

最初に、介護保険について。

国は、要支援サービスを保健給付から外し、市町村に段階的に移行させていくとしますが、今の厚岸町の現状はどうなっていますか。この問題に対しての町の考えはどうですか。

次に、TPPについて。

今、TPPをめぐる情勢は緊迫の度を強めてきています。そもそもTPP交渉は完全秘密主義をとっており、日本政府も交渉参加する際、守秘義務を負うことに署名しています。基幹産業、食、医療、雇用などの国民生活の根幹部分とISD条項を含めた主権そのものにかかわることについて、国民に何も知らせずに交渉を進めること自体あり得ないことと考えますが、町独自の取り組みなど反対運動も強めていくべきと思いますが、どうですか。

次に、自然エネルギーの利活用について。

再生可能エネルギー産業を発展させることで、地域に雇用、所得をもたらす町づくりが各地で進んできていますが、厚岸町での取り組みはどうなっていますか。町ならでの産業を立ち上げるつもりはないですか。

これで1回目の質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 3番、石澤議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の介護保険について、「国は、要支援者をサービス、保険給付から外し、市町村に段階的に移行させていくというが」のうち、初めに今の厚岸町の現状はどうなっているのかについてであります。が、厚岸町における要支援者は、平成24年度末の認定者が132人となっており、予防給付としては、施設以外のほとんどを予防給付として利用できる状況にあり、平成24

年度の予防給付の総額は3,494万1,000円となっております。

次に、この問題に対しての町の考えはどうかについてであります。介護保険制度の見直しは、他の社会保障制度を含めて、昨年8月10日に成立した社会保障制度改革推進法に基づき、国民会議における審議の結果等を踏まえて講ずるものとされており、予防給付の市町村事業への移行は、平成25年8月6日に政府に報告された社会保障制度改革国民会議の報告書29ページ「要支援者に対する介護予防給付について、市町村が地域の実情に応じ、住民主体の取り組み等を積極的に活用しながら、柔軟かつ効率的にサービスを提供できるよう、受け皿を確保しながら、新たな地域包括推進事業に段階的に移行させていくべきである。」との内容によるものであります。

要支援者が、要介護者と同じように受けられた通所介護や訪問介護などの介護給付事業が受けられなくなり、地域包括推進事業としても各市町村が行う市町村事業によるサービスを受けることとされるものですが、現在は、厚生労働省からこの報告書にかかわる見解や内容は、通知や会議などで明示されていないため、どういった事業をこの地域包括推進事業においてできるのかなど、その具体的な内容はわからない状況にあります。

なお、今後、この内容どおりに介護保険法が改正された場合は、平成27年度からの、次期の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画に反映するものであり、厚岸町においても平成26年度に策定を行う際に、現在の要支援者に対応するサービスについて、既存事業の利活用など具体的な事業検討を進めなければならないものと考えておりますが、報告書に記載されている地域包括推進事業の内容が具体的にしなければ策定を進められないため、今後、必要な情報の収集に努めてまいりたいと考えております。

続いて、2点目のTPPについて、今TPPをめぐる情勢は、緊迫の度を強めてきている。そもそもTPP交渉は完全秘密主義をとっており、日本政府も交渉参加する際、守秘義務を負うことに署名している。基幹産業、食、医療、雇用など、国民生活の根幹部分とISD条項を含めた主権そのものにもかかわることについて、国民に何も知らせず交渉を進めること自体あり得ないことと考えるが、町独自の取り組みなど反対運動を強めていくべきと思うがどうかについてであります。TPP交渉については、本年4月20日のTPP閣僚会合において、日本の交渉参加が承認され、7月15日から25日までマレーシアで開かれた第18回TPP協定交渉会合の中で、7月23日の午後から交渉に参加し、8月22日から30日までブルネイで開催された第19回会合から本格的に交渉に入っております。

交渉内容については、石澤議員のご指摘のとおり、守秘義務を負っていることとして、国民に対する十分な情報提供がなされておらず、国民的議論を行える状況になっていないことは極めて遺憾であり、国民合意がないままでのTPP協定への参加にはあくまで反対であります。

私としては、国において、交渉により収集した情報や影響などについて、十分な情報提供と説明を行うとともに、国民的議論を尽くすこと、当町の基幹産業である農業、水産分野における重要品目について引き続き関税を維持すること、さらには、地域経済や町民生活に影響が生ずると見込まれる場合には、交渉から撤退するなど、万全な対応を行うことについて、引き続き強く求めていきたいと考えております。

そこで、町独自の取り組みなど反対運動を強めていくべきと思うがどうかについてであります。まずは、国へ直接地域の声を届けることが重要であると考えており、そのため、4

月11日には釧路町村会、釧路市、釧路地区農業協同組合長会と合同で中央要請活動を行っており、さらには、7月31日の釧路地方総合開発促進期成会の中央陳情の際も、関係機関へ強く要請活動を行ってきているところであります。

また、町内での取り組みとして、役場庁舎前の道路沿いに「国民合意なきTPP協定参加反対」の幟を立て、町民へ啓発を行っているところであります。

しかし、3月の定例会において、石澤議員からの質問に対し、「後援会等の開催について、今後の状況、推移を見ながら検討したい。」と答弁しておりましたが、釧路太田農協等と継続的に協議を行ってきた中で、講師の選定や開催時期のタイミング等について調整がつかず、開催されておりません。

今後、TPP交渉は、10月7日、8日にインドネシア・バリ島で行われるAPEC首脳会合にあわせて、開催予定のTPP首脳会合で大筋合意を目指し、年内の交渉妥結を目指すとしており、さらに緊迫化することが予想されますので、引き続き交渉の行方を注視していく必要があります。

それらの状況、推移を見ながら、必要に応じて対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

続いて、3点目の自然エネルギーの利活用について、再生可能エネルギー産業を発展させることで、地域の雇用、所得をもたらす町づくりが各地で進んでいるが、厚岸町での取り組みはどうなっているのか。町ならではの産業を立ち上げるつもりはないのかについてであります。再生可能エネルギーは、有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ないエネルギーと言われ、風力や太陽光、水力、地熱、バイオマスの五つが代表例として挙げられております。

この再生可能エネルギーを利活用し、地球温暖化防止対策を地域の活性化に結びつける取り組みが国内でもモデル的に進められている事例がございます。

道内では、下川町が平成20年7月、国の環境モデル都市の一つとして認定を受け、町の面積の約9割を占める森林を利活用し、循環型森林経営による適切な森林管理を継続しながら、早生樹のヤナギなどの植栽を拡大する一方、工場端材や林地残材、建設副産物、ヤナギなど、木質バイオマスを原料にした地域熱供給システムの整備を初め、個別の木質バイオマスボイラーやパレットストーブの普及を図るなど、森林を継続的に整備しながら地域の資源を循環させ、同時に雇用の場の確保と林産物の供給を継続させるという、持続可能な森林経営を目指した取り組みが行われております。

厚岸町で利活用が期待できる再生可能エネルギーとしては、風力、太陽光、バイオマスが挙げられます。

しかし、風力発電については、昨年の第2回定例会での一般質問でもお答えしましたとおり、住民コンセンサスや採算性などの課題から、当面、利活用を見合わせている状況です。

また、太陽光発電については、民間企業による町内での事業化が検討されているものの、北海道は、もともとの電力の系統規模の小ささから再生可能エネルギーの持続量に限界があり、特に、500キロワット以上の大規模太陽光発電については接続量や送電網、インフラの問題などから、事業化が思うように進んでいない状況はテレビや新聞等でもご承知のことと思います。なお、家庭用を含む500キロワット未満の小規模太陽光発電については、全量受け入れられていることもあり、順調に推移しているところであります。

風力と太陽光のこうした現状を踏まえ、再生可能エネルギーを利活用した産業振興や地域振興に向けた取り組みは、バイオマス利用による考えに絞ってお答えさせていただきます。

厚岸町では、平成10年に新エネルギー・産業技術総合開発機構、略称でNEDOと呼ばれる団体の助成を受け、本町に潜在的に存在する未利用エネルギーの活用促進に向けた調査事業を行った経緯があります。この調査は、廃棄物の有効利用と再資源化を図り資源循環型リサイクルシステムの構築に主眼を置き調査したものです。その中で、牛ふん尿を活用したバイオマスエネルギーにおいても若干の検討が行われており、結果として、本町の規模ではプラントの建設コストを回収するめどが立たず、採算面などから導入は困難との方向性が示されております。

しかし、この調査から既に15年近く経過し、設備機械等の能力向上や固定価格買取制度の導入などもあり、現在での利活用については不透明な状況にあります。

近年、規模や特徴が異なるさまざまな自治体で、再生可能エネルギーの利活用による町づくりが進められており、こうした先進的な取り組みを参考にしながら、本町の歩むべき方向を慎重に見きわめながら検討することが重要です。

このため、畜産や林業など地域の産業と結んだバイオマスエネルギーの利活用により、地域産業の振興に寄与させることが可能か検討するに当たっては、農業協同組合や森林組合など関係団体との協議も必要であり、産業振興課や環境政策課、ままちづくり推進課による連携のもとで、本町での有効利用の可能性を含め、調査研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、介護保険についてです。

確かに、今何もわかってない状態だとは思いますが。でも新聞報道が何回もされて、しかも要支援は外していくという形で、この介護保険というのは、そもそも保険料を払ったからといってそれだけでサービスを受けられないというものですよね。それで、利用したい人は市町村に申請して、必要度に応じて要支援1、2、介護1、2というランクで初めてサービスを受けられるものですね。それが今回は、その介護保険を納めて、しかもサービスの認定をするのだけれども、その部分は外すのだということが出てきています。そして、これは社会保障制度改革推進法に基づく法制上の設置、プログラムの改法案の内容の中で、2014年通常国会に出して、2015年にはこれをやるというようなプログラムになっていますよね。その中に、在宅医療及び在宅介護の連帯の強化とか、高齢者の生活支援、それから認知症にかかわる施策とか、あと要支援者の支援の見直し、これが結構大きいと思うのですけれども、介護保険給付外市町村の地域事業への切りかえ、あと特養ホームの補給金の試算を考えると、低所得者でも一定の人であれば対象から外す、それから特養ホーム入居者の見直しで、要介護中程度3から5に限定、こんなふうにして今市町村で介護予防も含めてひとり暮らしのお年寄りとか、それから高齢者の人たちを支えてきているものを、何とかかんとかそういうもので頑張っ、て、単身とか高齢者世帯で暮らしているものを、全て根こそぎなくしてしまうような、そういうような

ことを今出しているのですよね。それがまだ決まってない、どういう内容かどうかわからないという形と言っていましたけれども、厚岸町の場合、もしもの話はできないかもしれないのですけれども、こういう形で要支援が外された場合には、それをきちっと補うだけのものが、これは大分前に11年改定ですね、そういうものをつくりなさいというようなことが出てきてますよね、地域支援事業再構築という形で、地域支援事業をやりなさいという形も出てきてますけれども、そういうような給付費の中の3%で外れた部分をやりなさいというような事業だったような気がするのですけれども、それがこれだけの形で出てきた場合、厚岸の場合はそれはやっていけるということになるのでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 今のまず保険料等の関係でございますけれども、新聞報道等には保険給付から外すというようなこと、一般の方が読まれた場合には、介護保険から外れるのではないのかなという錯覚が起きるのですけれども、そうではなくて、この外した町村分も介護保険料算定の基礎になります。現在も地域支援事業と言いまして、先ほどおっしゃった3%がそうなのですけれども、その後、給付費合計の3%も市町村事業として介護保険料の算定基礎に入ります。

それは今回の制度改正によっても、まず同じ考え方で、市町村の負担が増えないように、この3%をもう少しふやすだとか、そういうことを国が手当てすると言っております。そんなことで、市町村負担については今のところは国としては、負担増にならないように考えているという段階でございます。

また、現在の要支援1、要支援2、通所介護、デイサービス介護だとか、あるいは訪問介護員が日常生活支援のために訪問するというのが、主なものになるわけですが、こういうものは現在は事業者の責任としてやっている介護保険事業なのですけれども、今度は市町村事業になりますと、市町村が事業者へ委託するという形になります。そういうふうにと考えると、厚岸町はほぼ予防給付についてはサービスを受けることができますので、それなりのサービス事業者はあるということになります。あとは、現在は介護給付で報酬というものがきちっと政省令で決まっている単価で事業者は運営してますけれども、今度は市町村がその価格を定めるというふうになる関係で、ここで委託契約が成立するのかなのかということになります。基本的にはサービスを行う資源となる事業者、そういう団体はあるものというふうに考えております。

それから、もう一つちょっと懸念されるのが、これらの現在の介護給付というのは全国が国保連というところに、請求代の審査を委託しているのですよね。それでもって、市町村が寄附をするということで審査機能を果たす役割が、今度は市町村独自でやることになります。いろいろなサービスを市町村、厚岸町でいくとできるのかなのか、そういうふうにと考えると、そういう人員配置の面もこの現在3%ふやす予算の中で組み込まれるのではないのかなというふうに思ったときには、この今現在、3,494万1,000円ありますけれども、これが全部新しい事業に入るかどうかというのは、今現在では残念ながら正確なところは申し上げることができないのですけれども、何としてもサービス

が低下にならないような市町村独自の事業を考えていかなければならないのだなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 3 番、石澤議員。

●石澤議員 今のところは心配要らないよと言ったら変ですけども、そういう感覚でとらえていてもいいということなのですか。

これデイサービスの問題もありますし、それから介護ヘルパーの問題もありますし、それで今60分から45分まで短くなったことで、ヘルパーさんの仕事が大変になってきているということも出てます。要支援の人たちというのは例えば、私の知っている方なのですけれども、週2回だけ洗濯と掃除をお願いしているのだけれども、私は手に力がないから干すまでやっていってもらわなければならないのだけれども、そのときの状況によっては干すまで回らないのだよねとか、それから食事の準備と洗濯、要支援の場合ですから結局はたくさんお願いできないですよ、その点数があったりして。それで自分たちでできる範囲以外のところをお願いする形になっているみたいですけども、今回のこの新聞記事なんかを見て、私たちみたいのは全部削られるのだろうかという心配をしている方もいます。

それで、さっきもおっしゃってましたけれども、介護予防という意味で本当にヘルパーさんが自宅を訪れて生活を援助するとか、それからそういうヘルパーさんが訪れることで早目に認知の方をとらえることができるのかという形で、今のいろいろなことで問題がありますけれども、ひとり暮らしとか高齢者を支えている大事な介護事業だと思うのですよ。これは本当に厚岸町の場合はできますと言っていましたけれども、本当にそうなのか。これ以上自分たちの生活がやっていけなくなるのではないかという不安とか、それから息子夫婦とか、子供たちとかの遠距離で支援をしてもらっている人たちが、今度はそれもこういうふうにして、介護サービスがあるとことによって何とか生きていけるのだという人たちの声があるのですけれども、それもひょっとした、こうやってサービスを市町村に裁量を任すことによって事業料の負担がだんだん増えていって、今は何とかなるかもしれないですけども、何年か後にはやっていけませんから、要支援の方は外しますということになりかねないと思うのですよ。そういうことも含めて、やっぱり厚岸町ではどうなのだというのを含めながら、国にきちっと物を言っていかなければならないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） まず、初めに、先ほどの私の答弁で何か財政面も含めて心配要らないのではないのかなというふうにお答えしたのではないかというふうに冒頭おっしゃいましたけれども、決してそうではなくて、財政面も含めて心配がございます。いくら国の分は増やさないという言いながらも、この介護給付費から市町村事業のおろす手段として、ボランティアの活用だとか、高齢者の力をかりるだとか、そんなことが実は中に盛り込まれております。ですから、ボランティアが非常に活発なところ、既に行わ

れているところについては、経費をかけないで同じようなサービスの継続が可能だというふうに考えると、厚岸町は、さあどうなのかというふうに現状は、ボランティアの確保は難しいものだという事。そうすると現在の事業者への委託、そのときに現在の単価でもって町が財政的にやっていけるのかどうかということとは心配がございます。

それから、先ほどのヘルパーの派遣の時間なのですけれども、要介護者と違って要支援者については、週1回、週2回、週3回というレベルによって回数が限られているのです。その中で、1回使ったから単価が幾らではなくて、月の定額制になっております。ですから、必要な範囲の中でケアマネジメントをして、必要なサービスを使える限度において使うのです。

それで現実的なケアプランの作成というのは、要支援者については、例えば調理、洗濯、掃除をかわって行って差し上げるというものではないのです。一緒に行き、自立を、あるいは機能維持を保っていただくということで、一緒に行けるかどうかと、そういった観点からケアマネジメントをします。ですから、サービスをかわりに行うとか、そういうことにはなりませんので、現在示された時間が減らされておりますけれども、その中でやっていく現実がありますけれども、そういう中で訪問介護員が訪問することによって、お年寄りの日常の変化に気づくとか、こういったことも当然副産物としてあるのではないのかなというのが、私も思います。こういったことも、新たなサービスに切りかえても、同じような視点で見えていくことはできなくはないのかなと思います。

ただ、いずれにしても、この限られた財源が多分示されていると思いますので、そういう中で今のサービスをどう構築していくか、どう変えていくか、そういうことが次年度大きな検討材料になるということで、それ以上の内容についてはまだ国から。

それから、もう1点、2年前に総合支援事業の話が出ました。要介護者が市町村事業というふうなのがありましたけれども、あの場合は、当時説明申し上げたのは現在も変わりませんけれども、要支援者をそのまま実は残りました、サービス。今回は外すということですね、そこが違うのですけれども、前回残したけれども、市町村でみずからサービスをつくった場合で市町村のサービスを一つでも使えば、介護給付は利用できませんということですね。今回丸っきり外すというものですから、サービスを使えなくなるということは、ない。何とか同じサービスは構築することは検討できるということなのでそれが大きな違いの部分があります。

そんなことで、前のようにどちらかを選択しなければならないということではなく、幅広く選択できるようになっておりますので、その辺は十分に気をつけながら、もう少し国の情報を収集させていただいて、具体的な検討作業に入らせていただくこととしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 わかりました。

要支援の方たちとか介護保険を頼りというとな変ですけれども、高齢者の方たちが大変な思いをしないように、厚岸町の中でそういう方たちがたくさん出てこないような、それも含めて国に対してもやっぱり財政が足りない足りないよというのを含めて、きちっ

と言っていてほしいなと思います。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 最後に答弁漏れがあったようでございます。

こういう国から今示されている資料とか新聞報道等をもとに、私たち今現在考えている状況でございますけれども、今後具体的になった段階で、そういう国の説明、それから新聞報道等と違う部分があり、町の負担等への影響がある場合においては、しかるべき機関等への要望といいますか、そういうことについては考えていくべきものというふうに認識しております。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 よろしく申し上げます。

次に、T P Pの問題ですけれども、町長頑張ってやったださるようなのですが、本当に新聞報道も余り言わなくなってきましたよね。何か秘密主義かなのかわからないので。もう既に影響が出てますね、日本郵政とアフラックというのを。アメリカから言われていて、T P Pの事前交渉を日本政府は新規保険事業を認められなかったということで、すぐその後、米国の多国籍保険企業アフラックとの連帯を発表したのですよね。こういうふうに何かなし崩しのにもう始まってきている。要は日本とアメリカのF T Aという感じがすごく大きくなっています。例えば米国が日本に、アメリカの企業が日本に、税金の安い軽自動車はだめだと言ったら、軽自動車が自動車税が普通自動車税と同じになるということ、これまさかと思っているかもしれないのですけれども、I S D条項というのは、それが通っちゃうものなのですよね。このI S D条項が今秘密裏の中でどんどんどんどん進んできていて、日本はなも守れないという報道があります。ことしじゅうの合意ということも出てきますけれども、T P Pの内容がやっぱり余り知られてないということがあるので、前にも言いましたけれども、学習会を厚岸町でもやったほうがいいと本当に思うのですよ。ここに堤未果さんという国際ジャーナリストですけれども、これ札幌で7月27日に開かれたのですけれども、「T P Pの先にあるもの」の講演があったりしてます。だから、こういうこの人を呼ぶとか、それから内橋克人さんというような人を呼ぶとか、そういうような形で実際、今どうなっているのか、これからどうなるのか、そしてこの地方はどうなるのかというのを含めた、そういう厚岸町での学習会を深めていくというのも、それも一つの運動になると思うのですけれども、その辺はどういうふうに考えていらっしゃるでしょうか。

●議長（音喜多議員） 産業振興課長。

●産業振興課長（阿部課長） 3月の定例会のときにそういったお話をいただいております。後援会ですとか、研修会ですとかといったことについて検討はさせていただいております。

まず、農協さんとお話をさせていただいて、そういった中で方向性を決めてほかの団体等とも協議をさせていただこうということで、担当者レベルでは内々お話なんかはさせていただいているのですけれども、実は7月25日に全道でも総決起大会なんかがございまして、その前に6月、7月くらいにそういったことなんかも協議をさせていただいたのですけれども、そういったことが入ってきたり、草刈りの時期なんかもありましたし、そういったことで、そういう取り組みには具体的にはならなかったという状況でございます。

そういったことについては、担当者同士の話ですけれども、今後もタイミングを見てそういったことも検討をしようということで、お話はさせていただいておりますので、今後の状況を見ながら検討していきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 3番、石澤議員。

●石澤議員 本当に秒読みみたくなくてまので、やっぱりきちっとそういう対応をしていてほしいなと思います。

次に移ります。

バイオマスというか自然エネルギーの問題なのですけれども、さっき下川町の取り組みなんかも出していただいて、下川の問題も出てました。下川町でいろいろな取り組みをやっていて、下川町の中で、自然と社会と産業の三者間に調和と循環と共生の関係を保つということで、そういう形の持続可能な取り組みを行っていってます。下川だけではないのですけれども、芦別とか、それからバイオマスというふん尿のほうで言えば、足寄とか、それからいろいろなところでやっていますけれども、要は自然エネルギーの活用構想というものを皆さんそれぞれその地域で立ち上げて、どういうものをどういうふうにしたら使えるのか、電気だけでなく熱エネルギーとか、それから要は自分の町村でどれだけのものがそこに存在して、それをどれだけ町の中で循環させることができ、それが結局支払わなくてもよくて、町の中でそのお金が循環するかという理念に立っていると思うのですけれども、厚岸町も15年くらい前ですか、一度検討されているみたいですが、今、これから何か最後に可能性を研究していきたいというふうに答えさせていただきましたけれども、これを早くというか具体的に、きちっとそういう形の動かし方をしてほしいなと思うのですが、前にも質問したときも同じようなことで答えていただいたのですけれども、エネルギーの自給ということが、今だんだん求められてくると思います。実際に来ているのかなという気がするのですけれども、こういうT P Pの問題も含めて、地域をどうやって守っていくかということを考えながら、こういう問題をやっていくべきだと思うのですけれども、1次産業を生かしながら、それを含めた循環型の厚岸町という取り組みをしていってほしいなと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えさせていただきます。

私どもも下川町初め東川町、あるいは道外でいくと飯田、あるいは前には常任委員会のほうでも視察に行かれたと思いますが、葛巻というふうな、いろいろなそういった取り組みもされていることを私どもも勉強はさせていただいております。

それで、先ほど町長の答弁の中にもあったとおり、平成10年度でございますけれども、あのときは、ごみ焼却処理場のことも、いろいろなことも含めて厚岸町内で資源を循環させてという方向を、どうやって組み立てていこうかと、あるいは下水道事業が走ると、それによって汚泥が出てくると、その汚泥の処理もどうやってやろうかというようなことも含めながら、全体の中で厚岸町の中にある自然エネルギーと言われる部分が、どういったものがあるかというのを取り出しながら、その活用について検討をしたのが、平成10年度にあるわけでございますが、その中では、太陽光、風力も先ほど町長の答弁にもありましたけれども、そういった部分を今いろいろな問題を抱えている中では、現状もこれに取り組むような状況にはないと今現在ですね、いう中では、当時取り組んだバイオマスエネルギーを使った方法が厚岸町にある地産地消のエネルギーとして可能かということで、検討をすべきことなのかなというふうにとらまえておりますけれども、ただ、その平成10年当時の大まかな検討の中でも、当然バイオマスエネルギーといいましても、牛ふん尿、あるいは木質バイオマスというのが代表例で挙げられますが、牛ふん尿につきましては、やはり農業者、農業協同組合、そういったところの考え方によってその導入がどうかということにもなります。その平成10年当時はそういった方向に重きを、厚岸町の中ではそちらのほうは置いてなかったということのようでございますけれども、今は、近くでいくと別海町でありますとか、鹿追には国内最大規模のバイオマスのプラントがあるだとか、そういった取り組みも先進事例も近くにありますので、あるいはその当時、建設プラントがかなり高価だそれを回収するための採算面でも、また、厚岸町から出る牛ふん尿の量からいっても、ちょっと難しいのではないかということで、とまっているところでございます。

ただ、その後の設備基金、あるいは固定価格買取制度というものも走り出しているという中では、採算面が今現在どうなっているかということころまでは押さえていませんので、あるいはもう一方の木質のバイオマス、こちらのほうにつきましても、下川町の言ったのはどちらかという木質のバイオマスのほうが主に動いておりますけれども、こういったものも厚岸町で生かせる、その原料となる部分がどれだけあるのか、そういったことも押さえながら、こちらのほうにありますと森林組合等との協力というか調整というのも当然必要でございましょうし、林業者の考え方もまた加味しながら進めなければいけないということから見ますと、そういった関係する団体、それとうちの中のそういった産業振興課や環境政策課と、エネルギー全般を担当する私どもの課と連携を図りながら、町長が最後に述べました研究について、いま一度それが本当に厚岸町にとって可能なのかどうか含めて、研究をさせていただきたいと思っているのが今のところの考えでございます。

●議長（音喜多議員） いいですか。

以上で、3番、石澤議員の一般質問を終わります。

次に、9番、南谷議員の一般質問を行います。

9番、南谷議員。

- 南谷議員 第3回定例会に当たりまして、通告してあります2点のうち1点目、子ども・子育て支援新制度について質問をいたします。

国は、子ども・子育て支援新制度といたしまして、平成24年8月に成立の子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、さらには子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備などに関する法律、この三つの法律、子ども・子育て関連三法に基づきまして、制度の見直しを行いました。

この支援新制度では、三つの課題解決に取り組むとして、課題の1、質の高い幼児期の学校教育、保育を総合的に提供する。課題の2、子育て相談や一時預かり場の場を増やすなど、地域の子育てを一層充実させる。課題の3、待機児童の解消のため、保育の受け入れ人数を増やすことなど、子供が減少傾向にある地域の保育を支援することがうたわれております。これらを受けまして、本定例会でも議案第69号で厚岸町子ども・子育て会議条例の制定をするべく、上程されているわけですが、これらの一連の流れを踏まえまして、新制度による本町への影響と子ども・子育て支援の現状はどのようなになっているのか質問をいたします。

さらに、認定こども園法の改正を受けて幼児期の学校教育と保育をどのようにとり進めるのか質問いたします。

2点目に参ります。

真龍小学校児童の通学バス利用について質問いたします。

先月22日、午後2時55分でございます。私は住の江のほうからパジェロミニで厚岸警察署向かいの真小のグラウンドの西側の道路を走行してきましたら、グラウンドの中央部分ぐらいのところに通学バスのバス停ポールが立っておったのですが、そのバス停ポールの下歩道のほうに、真小児童生徒のランドセルと思うのですが、ランドセルなどが8個置かれておりました。車を降りましてそばに行きましたら、ちょうど反対側から通りがかりのお母さんが通ってこられまして、いつもここを通っているのですが、かわいそうですねというお話がございました。私も本当に学校の統廃合があって、バス通を余儀なくされた子供たちもいるだろうと、そういう中で、バス停もなくポールの下に児童がランドセルなどを置いて、バス時間までグラウンドで時間を過ごしていると思うと、非常にかわいそうな思いをしたところでございますが、ルールはあるわけでございます。もし鞆やランドセルがなくなったら大変な事態にもなるだろうと。学校の校舎からは見えないかもしれないのですが、少なくとも、その道路の歩道でもあるわけですから、きちんと子供たちに理解を求めなければならないことであろうし、何らかの対応が必要だと思いますが、この辺の考え方、対応につきまして伺いをいたしまして、1回目の質問とさせていただきます。

- 議長（音喜多議員） 町長。

- 町長（若狹町長） 9番、南谷議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の子ども・子育て支援新制度についてうち、初めに新制度による本町への影響と現状についてであります。子ども・子育て支援新制度については、平成24年8月に成立したいわゆる子ども子育て関連三法によるもので、子ども・子育て支援を総合的に推進することを目的とし、平成27年度に開始する予定となっており、幼稚園や保育所、児童館や子育て関連の事業が新たな制度となる内容であります。

この新制度により、厚岸町に関係する施設は主に、幼稚園、保育所及び児童館となります。

まず現在、文部科学省所管の幼稚園及び厚生労働省所管の保育所については、それぞれ現在の形態のままの存続が可能となっており、幼稚園及び保育所の利用に当たっての利用者への影響はないと考えております。

なお、文部科学省所管の幼稚園の基準と、厚生労働省所管保育所の基準のいずれも満たす必要がある認定こども園の認可や、指導監査の一本化、幼稚園と保育所を通じた共通の給付が創設され、内閣府に一元化されることにより、厚岸町における幼稚園、保育所等の担当部局を一元化するなど、円滑な事務の実施が可能な体制整備を検討することとなるほか、共通の給付が創設されることによる業者負担のあり方が検討されており、厚岸町においてもこのことについて検討すべきと考えております。

児童館については、放課後児童健全育成事業として児童クラブを設置しておりますが、この児童クラブ利用対象年齢がおおむね4年生未満の小学生から小学校6年生までに拡大されることとなっており、この受入体制の整備が課題となると考えております。

次に、認定こども園法の改正を受けて幼児期の学校教育と保育をどのようにとり進めますかについてであります。認定こども園法に基づく認定こども園については、保護者が働いている、いないにかかわらず利用できる施設であります。現在、厚岸町には該当する施設がありません。

町内には2カ所の私立幼稚園がありますので、今後行う予定となっているアンケート調査と子どもの保護者などからの聞き取りに加えて、幼稚園の経営者からの意見を聞いた上で、幼児期の学校教育と保育について盛り込んだ厚岸町子ども・子育て支援事業計画を策定することとしております。

なお、幼児期の学校教育と保育については、認定こども園法の一部改正前は、現行の幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づいて、それぞれ行われておりますが、新制度の本格施行の1年前までをめぐり、同法の改正後の規定に基づき定められる、仮称幼保連携型認定こども園保育要領を作成し、公表することとされておりますので、その内容を見た上で検討を行うこととしております。

なお、この検討に当たっては、議案第69号でご審議をいただくこととしております。厚岸町子ども・子育て会議条例の制定に基づく設置する厚岸町子ども・子育て会議においても、調査審議いただくこととしているところであります。

2 点目の真龍小学校児童の通学バス利用については、教育長からお答えがございます。以上でございます。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、ご質問2番目の真龍小学校児童の通学バス利用について

お答えさせていただきます。

(1) グランド側バス停ポール下に下校時ランドセルなどが置かれており、対策を講じるべきではについてであります。真龍小学校の児童が登下校の際は、通常、徒歩、自転車あるいは路線バス、さらにはスクールバス等で通っております。

ご指摘の内容は、路線バスを利用している児童が、下校時にランドセル等をバス停ポール下に置いている状況があつて、その場所が歩道でもあり、置き方が雑然となつたり、通行にも少なからず影響を与えているのではないかと、対処方法はないとの趣旨であると受けとめさせていただきました。

私どもも、実際どのようなになっているかを確認させていただきましたが、学校の授業が終了後、路線バスが来る時間までの間に、グラウンドに設置してある遊具を使用したり、グラウンド内でかけっこや鬼ごっこなど、子どもたち誰もが体験したことがある遊びをして過ごしており、子どもたちにとっても大切な時間帯となっております。子どもたちはその際、ランドセルを学校から持ってきますので、これまで、そのランドセルをバス停ポール下付近において遊んでいるといった状況にあります。

ランドセルが置かれている場所が歩道であり、多くの方々が行き交う場所であることを考えますと、やはり何らの対応が必要と考えました。

そこで、真龍小学校のグラウンドは、周りをフェンスで囲っていますので、そのフェンスにフックを取りつけられないかと思っておりましたが、現場を確認し学校とも協議を進めたところ、路線バス停付近のフェンスの内側、グラウンド側になりますが、ランドセルを置く棚を取りつけることとし、去る9月6日に設置したところであります。

なお、児童に対しては、バス待ち時間の際に使用するよう指導しておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 再質問に入らせていただきます。

まず、1点目なのですが、資料要求をしておりました。資料をいただいたのですが、まだ予想される影響など詳しくもうちょっとかいつまんで説明を求めます。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） あらかじめ配付させていただきました一般質問の要求資料についてご説明を申し上げます。

これは簡単な表でございますけれども、当町における施設等の現状と影響ということで、施設として、認可保育所、僻地保育所、地域保育所、幼稚園、児童館、これらの施設を掲げでの説明とさせていただきます。

認可保育所につきましては、児童福祉法に基づく北海道が認可を行っている施設、いずれも町立保育所でございます。厚岸、宮園、真龍各保育所が該当いたします。現在は一般財源化ということで、交付税対応ということで、そのほかは保育料をいただいて運営していると

いう内容でございます。

予想される影響につきましては、この保育料の部分でございます。現在は児童福祉施設の国庫負担に関する規定に基づいて保育料の基準をもとに、それを参考に厚岸町独自の保育料を定めているものが、共通の給付をされるという今回の新制度の内容でございますので、公立保育所においても、その共通の給付をもとに算定される保育料が根拠となるような示され方がある場合においては、現在の児童福祉施設の国庫負担に関する基準の変更も予想されますので、そういった意味での保育料の検討ということでございます。まだ明確になっていない部分でございます。

それから、次のへき地保育所及び地域保育所というのは、いずれも無認可で北海道の認可を必要としない保育所ということになります。僻地保育所につきましては、太田僻地保育所、町立でございます。私立はございません。これは現在は補助金で運営しております、安心子ども基金というものと、それから同じく保育料。この保育料については、認可保育所の保育料の一定部分の金額をとらえた規定をしておりますので、この認可保育所の保育料の検討と同時に、僻地保育所の保育料の検討も行っていくことになるものというふうに考えてございます。

三つ目の地域保育所については、いずれも私立というふうにしましたけれども、1点目は床潭保育所、それから若松保育所、それから片無去保育所、いずれも地域の自治会、または保護者による運営委員会などで運営している保育所。さらにもう一つは、これは私立のほうに入れたのですけれども、町立病院の院内保育の位置づけでございます。公立のほうでもよかったのですけれども、同じ運営費の内容を説明するに当たって考えてみたのですけれども、運営費補助金がございますが、これは私立は除くと書いてますけれども、厚岸町からこれは運営費を補助金しているという意味で、国、道からいただいている部分ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

それから、これは保育料は各地域が決める保育料でございます。こちら辺については、特に今のところは影響が出るものではないというふうに考えてございます。

それから、幼稚園でございますけれども、私立幼稚園、さくら幼稚園とカトリック幼稚園でございます。現在は運営費補助金、それから保育料。参考までに公立の保育所に対しては補助金等はございませんので、そういった意味でございます。

それから、予想される影響でありますけれども、この運営費補助金、もしくは施設型給付の選択を今後、幼稚園が行うことになります。つまり施設型給付を受けることで、それなりのメリットがある。行政との関係が築かれて行政からの新たな子育て支援サービスを受注するだとか、そういったことの希望があった場合については、こういった施設型給付を受ける事業所が原則になりますので、そういった選択が今後行われていくと。そういう中で、同時に保育料の検討もそれぞれの施設で行われていくのかなというふうに考えてございます。

次、児童館でございます。これは公立2カ所で、湖北側に友遊児童館、湖南側に子夢希児童館、町内に2カ所がございます。これは現在は双方とも運営費補助金ということで運営しております。影響については、先ほどの答弁で特に児童館、特に児童クラブの利用対象児が、小学校4年生未満から小学校6年生まで拡大されます。厚岸町の現状を見ますと、高学年になればなるほど、真っ直ぐに自宅に帰っても問題ないとか、あるい

は部活に入っているだとかということで、ニーズ調査を行うまでニーズ量はわかりませんけれども、いずれにしても、その4年生、5年生、6年生の児童館の利用ニーズに応じた対応、例えば児童館がこの二つで足りるのかどうなのか、そういった検討への影響が出るという、こういった資料を作成させていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 先ほどの町長の答弁、私が疑念に思っていた部分は、ほぼ100%答弁を、内容は別にして説明をいただいたなというふうに理解をさせていただいたのですが、法改正については私も勉強不足で詳しい細部についてはわかりません。ですけれども、おおむね理解をいたしました。現状の厚岸町に置かれている立場と今回の改正がどう関連するという部分では、もう少し質問をさせていただきます。

雑駁に言えば、今回の法律改正、まだ決まっていない部分もあるし、会議を立ち上げるにしても、国からの動きの中で立ち上げるということなのでしょうけれども、実際に今回の法律改正、大都市圏の待機児童を解消するための幼保一体化に基づく保育と教育というのですか、児童の教育という問題を幼保一体化をすることで、よりこれを進めるために所管が文部科学省とこれを総括して内閣府にしていくのだと、そういうことでやっていくのですけれども、こういう部分では、我が町には対象例がないので、おおむね影響ないですよ。ただ、今言うように保育料とか負担金、交付金、これらの絡みがそれぞれ省が変わることによって若干の差異が出てくるけれども、結果として、その保育料にはね返ってくる部分がありますから、これらについてもまだ決まっていないと、こういう課題は残りますよという部分があったというふうに理解をさせていただいたのですが、おおむねよろしいでしょうか。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） おおむね議員がおっしゃるとおりの内容でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） それで、2、3お尋ねをさせていただきます。

まず、ただいま説明ありました児童館が今後どうなっていくのか、4年生未満ということとは実質今現在3年生までということですかね、4年生未満ということは。1年生から3年生までがあそこに行っているよと、4という数字に惑わされたのですけれども、今は1年生から3年生までということなのだから、4年生まで行っているのかどうなのか、ちょっと確認をさせていただきたいなと。

それと、今後は6年生まで行けるようになると。そうすると建物の問題とか、それから人員、今のスペースであるとなっていくのかなという問題も出てくるだろうなと。ただ、決まってないことです。そういう課題がありますよということを提示されたと、説明を受けたと、将来の問題としてね、これらに向けても検討を要するということで、よろしいですかね。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狹町長） その前に、先ほど担当課長から影響ないという三法の関連でお話ありましたが、実は、私の第1回目の答弁でお話いたしました、国では幼稚園は文部科学省が所管をいたしております。さらにはまた、保育所については厚生労働省が所管をいたしておりますわけであります。そこで、厚岸町に対する影響であります。利用については影響はございません。ただし、組織として、今教育委員会が幼稚園を担当いたしております。保健課は保育所を担当いたしております。二元化されているわけであります。そのために、厚岸町としてはどういう組織がいいのか。国は、内閣府に一元をいたしました、厚岸町といたしましては、今後、組織の見直しという中で検討する課題であろうと、私はそう思っておりますので、あえてつけ加えさせていただきました。

●議長（音喜多議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（松見課長） 児童館につきましては、現在は、1年生からおおむね3年生まででございます。それを4年生、5年生、6年生も利用の対象者として含めるという内容でございます。それに伴って建物、キャパですね、面積等が足りるのかどうか、そういった検討を行うという内容でございます。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 児童館につきましても、また町長からの説明、組織的にも今後どうするかという課題が惹起したと、そういう認識をさせていただきました。

それで、次に参りたいと思います。

認定こども園法の改正を受けまして、幼児期の学校教育と保育について質問をさせていただきます。

現在、本町の幼児期の学校教育を大ざっぱに大別すると、幼児期の学校教育と保育、私なりの認識ですと、保育所はおおむね厚岸町がある程度運営している。それから幼稚園のほうは、これは民間のほうである程度その生徒さんを多くの町民の子供さん、子弟が通われているのかなというふうな認識に立っております。どちらかという、保育所は子育て、それから幼稚園は教育ということが主体になるのだらうと、こういう認識で今まではおりました。今日、子供たちの学力が非常に問われる時代にあって、現状の実態と私はもう一歩多くの本町の子供たち、保育所に通っております。子育てだけではやっぱり、片一方多くの厚岸町の町民の子弟が保育所に通っているのが大多数でございます。実質数字的にもニーズ的にも多いと思うのですよ。民間は民間で一生懸命頑張って教育をされておると思うのですけれども、厚岸町が民間の幼稚園を圧迫するようなことになり、締めつけるようなことというのは、私は余りいかななものかと思えますし、むしろこれからも民間の幼稚園に最大限の支援をしていかなければならないのは当然だと思うのですが、一方多くの町民の子弟が通われる保育所の教育という部分については、これからの時代、今まで以上に一歩踏み込んだ教育というも

のの取り組みが必要ではないのかと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまの質問でございますが、学校教育法の中に、学校というのは何かという定義がありまして、その中には幼稚園、それから小学校、中学校、高等学校等が書かれています。そういうこともありまして、幼稚園が学校教育ということでのすみ分けが保育所とは違っているのかなというふうに思います。それで、幼稚園の教育に関しましては、保育所とは違ひまして、保育所では保育所保育指針というのがございます。それから幼稚園については、幼稚園教育要領というのがございまして、その要領の中で幼稚園教育を設置したところで行っていると思います。

それで、厚岸町においては、私立幼稚園ですので、公立幼稚園はありませんけれども、2つの私立幼稚園の中で、その教育要領に基づいた中で、これまで運営をされてきているということであります。その教育要領の中には、何点かそれぞれのねらい等があるのですが、勉強教えるとか、そういう部分ではないのかなというふうに思われます。

例えば、健康に関する領域では、明るく伸び伸びと楽しみながら充実感を味わわせるとか、それから自分の体を自由に動かして、進んで運動をしようとするとか、そういう領域もございますし、人と人とかかわりの中での大領域として、身近な人と親しみ、かかわりを深めて愛情や信頼感を持つというようなこともねらいとしてあります。そのほかにも言葉の領域とか、環境とかの領域、国の部分がありまして、そういう中で、幼稚園としてのこれまで学校教育という中で進めていたということでございますが、これから今回認定こども園法の関係で、幼保一体型の子ども園法がなった場合に、先ほどもお答えしていたと思いますけれども、保育所と幼稚園とが一体となった中で運営されるということになった場合には、これまで二つあった文部科学省の教育要領、それから保育所の保育指針が、新たな一本の形で出てくるという話を聞いておりますので、そういう中で、幼稚園の教育も含めて進められていくのかというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 今まさに管理課長のほうから答弁がありました。これからそういう会議を設置して、新たな時代に向かっていくというときでございますから、当然幼保一体ということで全国的にそういう流れのある中で、町としてもやはり民を圧迫してはまずいとは僕は思うのですよ。ですけれども、厚岸町の町民の子弟の多くが通う保育所の子供が通っている通所されているお子さんたちにも、より今まで以上にこの教育というものに、どういう形がいいのか僕も詳しいことはわからないのですけれども、新たな一步を踏み出すくらいの気持ちで取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 認定保育園の制度自体が若干民主党時代と変わっておりまして、ま

だははっきりしていない部分もあるのです。ただ、こども園の場合には、保育士だけでなく、幼稚園教諭の免許も必要というふうな規定も出てきている中では、流れとして文部科学省の指導要領のほうに若干傾いているのかなと、それだけ学齢前の子供たちにも、教育という形での幼児教育が必要だというふうな認識に立っているのだらうというふうに考えておりますので、今後制度の推移を見きわめながら、教育委員会としても幼児教育について考えてまいりたいというふうに思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） これですね、認定こども園の話、今教育長からは、なったならばという話でありますので、現行をお話しさせていただきたいと思います。

実は、厚岸の場合は大変難しいのです。なぜかと言うと幼稚園が2校あります。私立なんです。こども園が幼稚園が町立、保育所も町立の場合はこども園は簡単なのです、簡単というかそれぞれの立場がありますから、あれですけれども、できるのです。厚岸の場合はそういう状況にありますので、私立でありますので、相手があること、相手がどう考えているのか、ということも踏まえながら、この認定こども園を考えていかなければならないという、大変難しい課題がございます。そういうことをご承知いただければと思っております。

●議長（音喜多議員） 9番、南谷議員。

●9番（南谷議員） 私は町長の問われるとおりで思っているのですよ。ただ、民間の幼稚園のほうに対して、私は町としてどうだのこうだのというふうにならないと思うのですよ。厚岸町として民間の幼稚園の頑張っている皆さんが、もっと町としてもバックアップできるものはしてやるべきだと思うのですよ。私がはっきり言って、危惧しているのは、そういう時代背景の中であって、町が運営している保育所に通所されている皆さんが、今までどおりのまんまの保育だけでいいのですかと。今までも教育はしてきていると思うのですよ。ですけれども、新たにそういう姿勢で取り組んでいかなければならないのですかと、こういうお尋ねをさせていただいているのです。しかり頑張ってくださいたいと、私は考えておるのですが。次に参ります。

2点目なのですが、バス停の下のランドセルでございます。実は、今朝行ってまいりました。本当にもう既にスチールがありました。じえじえじええです。びっくりしました。早速質問してもう既にやっていただいた、さすが富澤教育長、素早い対応と感服しておったのですけれども、実は、これ私、ことしの春か去年の秋だと思うのですよ。非常に寒い日、雪の上にああいう状態でもっとあったのですよ、20個近く。学校に行ってきたのですよ。いやいや、かわいそうだと。寒い雪の上にランドセル置いたら、親御さん泣くわと。だからと言ったのですけれども、その後は僕は見てなかったら、わからないのですけれども、やはり子供たちにきちっと我々は指導をしていく責任もあると思うのですよ。一方的に守れ守れではまずいと思うのです。それから随分たっているのですけれども、つい最近、行って見てびっくりしたのです。ですから、やっぱりしっかり対応していただいた、感謝しているのですけれども、残念ながら、雨の日もあるのですよね。ざんざん降りではあそこはないと思う

のですけれども、屋根が必要ではないのかなと。それから横から風も吹くだろうと。そうしたら、片側に見えないよりは見えるほうがいいから、壁みたいものもあってもいいのでないのかなとか、そういうことも考えたのです。丸っこバス停みたく囲えということではなくて、子供たちが遊んでいる間でも、もう少し手を打ってほしいなど、屋根かなんか。

それから、もう1点お尋ねをさせていただくのですが、やはり子供たちにルールを指導していかなければならない、そういう立場からすると、今回の一連の関係につきまして、当然学校側としては指導はされたと思うのですよ。ただ、子供たちの意見はどうなったのでしょうか。今まで守れなかった、注意もしたきたかどうか、それはわからないんですよ。こうですから、どうだというのは、一方的では僕はまずいと思うのですよね。やっぱり子供たちの言い分とか、そういうものもしっかり受けとめた上で対応していただきたい、その辺の子供たちの意見聴取という立場では、いかがでしょうか、どんな対応をされたのか、この2点についてお尋ねをさせていただきます。

●議長（音喜多議員） 管理課長。

●管理課長（佐田課長） ただいまのご質問でございますが、子供たちに対する議員の思いの中からのお話だというふうに受けとめさせていただいております。

それで1点目の屋根の関係でございますが、実は今回つけた棚は自前でつくった棚でございますが、それを設置するに当たりまして、どういうものがあるのかなということで、部内でも課内の中で、お話をしたところであります。当初は、最初の答弁の中にもございますけれども、フックをつけて対応できるのではないかなと、一番お金がかからないといいますが、そういうことも考えたのですが、学校のほうへ行きまして、校長先生等々と相談しましたところ、フックであると走ったり、ぶつかったりしたときに危ないということもありまして、それはちょっとまずいのではないかなということで、棚がいいのではないかなということで棚を設置させていただいたところでございます。

それで、屋根の関係につきましても検討はしたのですが、通常は外で遊ぶのは晴れている日であります。それで晴れている日ですから、鞆を持ってバス停に近いところに今まで置いていたということです。ですから、晴れの日には全然問題ないと思いますが、雨の日も、学校のほうにお聞きしますと、学校の授業の終了時間が、午前の授業の終了と、2時40分と3時40分のそれぞれ時間帯があるのですが、その後路線バスが来るのが授業が終了した後30分後に来るそうです。それで、晴れている日は授業が終わってホームルームとかをやるのかもしれませんが、若干時間を取ってその後グラウンドに出ますから、大体20分程度みんなで子供たちがグラウンドを使って、いろいろと体を動かしているのかなと思います。

それで、雨の日については、外には出てないということですね。当然雨ですから、外で遊べませんので、体育館ではないのですけれども、玄関の奥のほうのホールのほうにということでございます。それで時間帯が来ますと、その時間にあわせて行くということですから、バス停まで大体100メートルぐらいあるのですが、傘をさしていくことによって、待ち時間もそうないと、2分、3分、あったとしても大体そのぐらいの時間ということですので、そういうことであれば何とか子供たちも辛抱できるのかなという考えもありまして、今回は棚を設置させていただくということで、検討させていただいてそういう形になったというこ

とで、ご理解いただければなと存じます。

答弁漏れがございました。子供たちの意見をどういうふうに取ったのかということですが、実は子供からの意見は取っておりません。ただ、こういう鞆を道路に今まで歩道に置いているという状況があって、やはり当然物を大切にしなければならないとか、それからルールは守らなければならないということについては、日ごろから学校のほうでは当然行っていると思います。ただ、それが教員が学校全体として子供たちに言ったときには、少しの期間直っているのかもしれませんが、また、日にちがたってくるとやっぱり忘れられるといえますか、どうしてもそういう現象が起きてくるというのは、どういうことにおいてもあるのかなというふうに思いますので、これは時々といいますか常時機会を見ながら、そういうルールに対しての指導というのは、学校を通しても行っていくべきだというふうに思いますし、そのような形で校長会、教頭会、毎月定例に開いておりますので、そういう中でもお話をさせていただきたいなというふうに思っております。

●議長（音喜多議員） 9 番、南谷議員。

●9 番（南谷議員） 今、課長からの答弁聞いたのですけれども、一方的に 2 点目のほうですね、子供の意見もしっかり聞いて、守っていただくものも理解をしてもらうべきでないのかなというふうに私は考えます。

それから、ただいま言われたように、設置してもらったから、ある程度僕は納得はしているのですけれども、せっかく行ったのであれば、厚岸は霧が多いのですよ、この最近だって昆布に出れない日がいっぱいあるのですよ、じりっぽくて、朝からじくじくしてるし。子供は遊んでますよ、グラウンドで一生懸命、鞆は濡れますよ。実態は厚岸町でことし考えてみてごらん、そんなに快晴の日ばかりありますか。そんな日だって子供たちはしっかりグラウンドで遊んでますよ。もう少し実態を見てくださいよ。屋根ぐらいあったって、僕はいいと思うのですよ。ぜひ検討していただきたいと思いますが、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 様子を見る中で、どのような形で対応したらいいか、もう少し検討させてください。

●議長（音喜多議員） もういいですか。

以上で、9 番南谷議員の一般質問を終わります。

●議長（音喜多議員） 休憩します。再開は15時30分といたします。

午後 2 時55分休憩

午後 3 時30分再開

●議長（音喜多議員） 再開いたします。

8 番、竹田議員の一般質問を行います。

8 番、竹田議員。

●竹田議員 第3回定例会において、さきに質問通告書出しましたとおりに質問をさせていただきます。

1 について、合併浄化槽設置に向けた取り組みについてであります。

(1) 地域によって土地の形態などが違っていれば、工事費の差額は生じると思うが、補助金で収まる施工費ではないと聞いています。どのくらいの額が総額ととらえているのか。また、その不足額の対応について町としての考え方をお聞きします。

(2) として、浄化槽設置は、環境負荷軽減のためであるので、下水道事業と同じく個人負担も出てくるのであれば、町民理解が避けて通れないと思うのであります。そこで、設置増強のための住民への告知説明の時期についてお伺いいたします。

2 として、厚岸町観光協会の今後のあり方についてお伺いします。

(1) 観光協会と行政のかかわりの形態が、今も将来に向けても、このままでよいと思うのか、また、メリット・デメリットについてもお伺いします。

(2) 現在の観光協会のあり方について、運営方式全てに対して改善すべきところはないのでしょうか。

(3) として、観光協会を将来法人化することについての、町の考え方をお伺いします。
以上です。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 8 番、竹田議員のご質問にお答えをいたします。

1 点目の合併浄化槽設置に向けた取り組みについてのうち、初めに、地域によって土地の形態などが違っていれば工事費の差額は生じると思うが、補助金で収まる施工費ではないと聞いている。どのくらい額が不足額ととらえているのか、その不足額の対応について、町としてどのように考えているのかについてであります。下水道整備区域外で生活排水を処理するため、合併処理浄化槽を設置する場合、既存のトイレを水洗トイレに改造し、排水設備を設ける費用を除いた合併処理浄化槽の設置に要する費用は、一般的な5人用のタイプで、およそ120万円ほどになります。

町に対する国からの補助金は、1基当たり11万7,000円ほどですが、町としては設置費用に対し、その90%、金額では90万円を限度に補助金を交付し、個人負担の軽減を図りたいと考えております。

標準的な場合では、残りの30万円程度が不足額になるととらえておりますが、処理水の放流先までの距離など、設置場所によって異なることになります。

しかし、これは公共下水道に接続する場合と同様、個々の設置場所の条件による違いは、それぞれの設置者が負担し、対応していただくものと考えております。

なお、長期的に見ると、補助金を交付することで、公共下水道使用者と合併処理浄化槽設

置の負担に大きな差が生じないように考慮していることをご理解願います。

次に、浄化槽設置は、環境負荷軽減のためであるので、下水道事業と同じく個人負担も出てくるのであれば、町民理解が避けて通れないと思う。設置増強のための住民への周知説明の時期についてであります。下水道整備区域以内の地区で効率的な生活排水処理対策を進め、環境負荷の軽減を図るには、合併処理浄化槽の設置が必要であることはご指摘のとおりであり、設置補助を制度化しても、利用がなければ効果を発揮できませんので、制度の周知は重要だと考えております。

そのため、下水道整備区域以外での生活排水処理対策は、補助制度を設け、個人設置による合併処理浄化槽により進めることを水道広報誌などを通じ、年度内に周知いたします。

ただ、現在、環境省の補助事業の採択に向けて作業を進めておりますが、事業採択と補助内示の時期が3月中旬ごろとされておりますので、詳細な内容や手続の説明は平成26年4月以降の早い時期としたいと考えております。

続いて、2点目の厚岸町観光協会の今後のあり方についてのうち、初めに、観光協会と行政のかかわりの形態が、今も将来に向けても、このままでよいと思うか。また、メリット・デメリットは何かについてであります。厚岸観光協会は、役場内に事務所を置き、本町の観光振興のためのPR活動や各種イベントの実施、観光案内などを行っており、観光協会の職員は事務局員1名であり、これまで町の観光担当課長が観光協会の事務局長を担っており、また、平成24年度の決算では、観光協会からの会費が予算全体の約11%、町からの補助金が約51%、その他協賛金や事業収益金が約38%となっており、行政への依存度の高い運営状況にあると言えます。

現在の運営形態によるメリットとしては、観光協会や事務局が行政の観光担当と同一フロアにあることから、観光情報の共有化や管理経費の抑制が図られること、人的・財政的な支援体制が受けやすい状況にあることが挙げられます。

一方のデメリットとしては、行政と民間の役割分担が曖昧となり、民間組織としての強みを生かした独自事業の展開が希薄で、従来からの事業の踏襲になりがちであり、先進的な取り組みをする観光地としての格差の広がりが懸念されます。

人口減少や少子・高齢化、地域経済の現状などから、観光産業の振興に大きな期待が寄せられている一方で、観光客のニーズは速いスピードで変化しております。観光協会には、行政でできない部分を、民間団体としての強みを発揮していただき、時代の要請に応じた、行政と観光協会のかかわりを常に意識しながら、前段申し上げたデメリットの解消に向けた検討が必要と考えております。

次に、現在の観光協会のあり方について、運営方式全てに対して改善すべきところはないかについてであります。観光は交流人口の拡大を通じて地域経済の活性化や雇用機会の拡大のみならず、地域の生活・文化の向上に重要な役割を果たすため、私は、地域戦略の大きな柱としてとらえており、その中核的な役割を厚岸観光協会に担っていただきたいと考えております。

先般開催された観光協会の理事会の中でも、今後のあり方についての議論があり、観光協会としてどうあるべきか検討することが確認されたと聞いております。

行政主導や行政依存というものから脱却し、民間主導による独自性や主体性を持った観光協会の運営が望ましいと考えており、観光協会での検討がこれから行われようとし

ている今、私から申し上げることは控えるべきと考えておりますのでご理解願います。

次に、観光協会を将来法人化することについての町の考え方についてであります、都道府県や主要観光地については、ほとんどが法人形態となり、小規模ながらも活動的な観光協会の中には法人化するところもありますが、一般的な町村の観光協会については、いまだ、ほとんどが任意団体の形態のままなのが現状であります。

また、法人化しても、収益面での問題を抱え、依然として行政主導の体質から脱却できない観光協会もあります。

法人化すべきかどうかは、観光協会と行政の役割分担を明確にし、観光協会が何を担い、そして何を行うのか、そのために運営形態がどうあるべきなのか検討した上で判断すべきと考えております。

以上でございます。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員 まず、合併浄化槽についてなのですけれども、資料をいただきました。

A 3 の資料なのですけれども、この中の環境省所管のものと総務省所管のものと分かれております。個人、市町村、個排という形で分かれております。これについての資料に基づいてのもう少し詳細についてお聞きしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） その3つの補助事業の内容でありますけれども、まず、今厚岸町でこれから予定しようとする環境省の個人設置型の浄化槽整備事業につきましては、設置主体が個人というふうになります。これが対象地域は下水道の整備区域以外の地域で浄化槽をつける場合に対象というふうになります。国庫補助基準については、基準額の3分の1というふうに決められております。

また、同じく環境省所管の市町村設置型という補助メニューにつきましては、設置主体が個人ではなく市町村ということになりまして、市町村が主体で設置するものというふうに規定されていて、単年度の中で最低10基以上を整備しなければならないという条件がついております。補助基準については、基準額の3分の1というのは変わりません。ただ、市町村が設置しますので、対象の個人に対して分担金を求めたり、維持管理について市町村が責任を持つというようなことになっていくかと思っております。

総務省の個別排水処理施設整備事業ですが、これも設置主体が市町村になります。これについては環境省の市町村設置型とは逆に対象が単年度で20戸未満の実施という条件がついております。対象範囲は環境省と同じなのですが、やはり同じく個人に分担金を求めたり、管理は町村で行うなどのもろもろの条件がついてまいりますので、資料1で示したように全道的に見ますと、圧倒的に個人設置型が多いというふうに見てとれます。

●議長（音喜多議員） 8 番、竹田議員。

●竹田議員　今の説明で、個別処理で個人が圧倒的に全道的に多いというこの資料を見まして、今の説明でよくわかりました。それで、個人的な負担ということについて、もう一度お聞きします。年間を通して上下水道の設置後、それからこの合併処理浄化槽の設置後、年間の個人的な負担の割合というか比較というのは、金額的にどのようになっていくのか、おおよその話しかできないと思うのですが、おおよそでも構いません。それが数字的に出さなければ、約何パーセント対ナンバーセントぐらいという額でもよろしいのですが、それはお答えできますか。

●議長（音喜多議員）　水道課長。

●水道課長（遠田課長）　公共下水道使用者と合併浄化槽設置者と、どれぐらい違うかというご質問ですが、スタートから言いますと、屋内を水洗化するというのは一般的に公共下水道でも60万円ほどかかるという部分については、これは屋内の水洗化とか排水設備の整備ですので、これは浄化槽も公共下水道につなぐ場合もほぼ同じというふうにとらえております。公共下水道を使用する区域に入った場合については一般的に受益者負担金を負担していただくと。標準的に言いますと大体9万9,000円というのが多いのですが、合併処理浄化槽を設置する場合には、条件が区域外ですので、この負担金は発生しません。

それから、浄化槽を設置した後はご存じと思いますが、浄化槽法で定められた維持管理の必要がありますので、水質検査・法定検査に8,000円、それから清掃などに1万8,000円ほどかかるだろうと。それから当然空気を送る電気料もかかりますので、それが1万円前後かなと。それから保守点検の委託も必要になってまいります。そういうことを考えますと、浄化槽を設置しますと大体5万円弱程度の年間維持費がかかるだろうというふうに見ています。ただ、それについては公共下水道のように下水道使用料がかかりませんので、そこと比較して年間といいますか、合併浄化槽は大体26年から30年ほどの耐用が実質的にあるというふうに聞いていますので、先ほど答弁にありましたように長期的に見て、補助金を交付することで両者の負担に大きな差が生じないように考慮しましたというのは、そういう意味なのではございますが、下水道使用料を払い続けていく場合と、合併浄化槽を設置して維持管理費を納めていく場合と、そんなに大きな差が出ないような補助金を充てて、考慮しているということをご理解願います。

●議長（音喜多議員）　8番、竹田議員。

●竹田議員　不足額についての話でもう一度聞きます。

答弁書には標準的な場合で残り30万円というふうにありますけれども、いろいろな地方のデータを聞いたら、放流先の遠い、短いというのはあるのですが、まず1点目、放流先が遠い、短いあるのですが、その部分で、例えば50万円も60万円もある場合があるのですね。そういった場合、平均で30万円とはいえども、予算が見積もりをすると非常にオーバーしてしまったという、厚岸町の例えば住民に対する告知の仕方、こういったような説明で告知しますよね。ところが、そうであろうと思っていたも

のが実際施工しようと思積もりをすると、30万円ではなくて50万円、60万円出てしまったと。公共下水道についてはその不足分についても、町として個人に金利がない無利子の貸出制度というのが設けられたと思うのですけれども、この合併浄化槽についても、そのような取り組みはまず考えているのかどうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに業者のバランスを考えますと、同じように個人の敷地なんかの差については個人が負担していると。ただ、公共下水道の場合は、そういう貸付制度を今現在も設けておりますが、合併浄化槽については、まだその内部では補助要綱を詳しく定めてはおりません。浜中町と釧路市が既に制度を始めていまして、そういう制度を参考にしながら、今、どのような補助、またはそういう貸付制度、そのほかにも住宅を建てるときに、新築の場合は追加の融資を受けられる制度があるということも聞いていますので、そういうことも含めて周知と内部の検討をしようと思っております、まだ今どうするという事までは決定しておりませんが、極力業者に差が生じないような方法で考えていきたいというふうに考えています。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 僕が今回のこの合併浄化槽の質問に当たって、今、課長お答えしていただきましたこの部分が、一番ネックになってくる部分だというふうに思ってます。というのは、町長の答弁にもありましたけれども、せっかくこの環境負荷のための事業をやろうとしているときに、持ち出しがネックになって、なかなか前に進まないということであれば、やる意味がなくなってしまうということなので、この合併浄化槽についての不足分については、何とか町独自にはなると思うのですけれども、下水道と同じような処置の仕方で町民に負担が強いられないような方法で貸出制度のほうを、よきに計らえという言葉があるとおり、そのような構成でやっていただきたいというのが、まず第一の要望なのです。その辺、どうかよろしくお願いしたいと思います。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 先ほども申し上げたように、まだいろいろな制度をどのようにやっていくかというのは検討中でございますので、実施までにその差が生じないように、最終的な目的はどんどん利用していただいて、環境負荷を減らすということでございますので、その方向でいけるように十分検討してまいりたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 改修の場合と先ほど新築の話も出たのですけれども、改修の場合の補助要綱、それから改修の場合の不足分の額に生じるための町民に対するサービスする部分の補助

要綱、この部分についてでも、新築もリフォームもさほど差のないように、そこも一緒にあわせて考えていただきたいのですけれども、いかがですか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そのようには考えています。公共下水道の場合も新築にあわせて設置する場合、それから改修でやる場合、それと差のないような方法で考えてはいます。そのような方向で検討したいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 それと答弁書の中にもありました放流先についての、遠いそれから短いというのがあるのですけれども、敷地内においてというか、敷地の周りの環境も含めて自分の土地のあり方と、それから周りを取り巻く敷地の状況、それから土地の形態ですね、高い低いという高低差があると思うのですけれども、逆に個人の家が低くて、周りが高いというところもあります。自分の土地が高いのだけれども周りが低いと。しかし、なかなか放流先が見つかりづらい場所というのも、確かに環境上あるのですよね。そういった場合にどういう処理を考えているのか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かにそういう条件のところが出てくるかと思いますが、それは公共下水道の場合も同じく近隣関係者と協議して、そこを通過させてもらうだとか、そういうことをやっておりますので、それと同等に扱っていただくというしか、今のところ答えられないのですが、ただ市街地と違って、結構条件が違うかと思いますが、その辺についてどう扱うかについては、少し検討させていただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 放流先で一番問題なのが、よく問題になっているのですけれども、明渠と暗渠とあるのですけれども、大概はその明渠のほうに流すというのが一般的なのですけれども、その明渠の部分が非常に排水が悪くて、そこに流したはいいのだけれども、その後流れないということによって、その場所が非常に不衛生でにおいがするのが出てくる。いくら合併浄化槽の水質に関するCOD関係にクリアしていても、多少そういうのが残ると。集落でも何件か固まったところがありますよね。そういうところから苦情がほかの市町村の例なののですけれども、あるということで問題が生じる場合があります。そういった部分についても、もしそういうことが起きた場合に、それは個人で考えなければならぬのか、それをまた設置する場合に、そういう状況下に置かれる場所であれば、ある程度役場としても考えなければいけない部分も出てくると思うのですけれども、その点についてはいかがですか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 今の放流先の件ですけれども、公共水域に放流するというのが条件ですから、多分そこに通じる明渠なりというのは、きっとその明渠の管理者に相当する方がいるか部署があるかと思います。当然そこと協議するということになりますし、設置の申請がなされたときに、もしそういう問題が懸念されるようであれば、その時点でいろいろ協議をしたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 特に改修工事の場合は、高さを変えられないというのがあるのですね。だけど新築の場合には、ある程度低い場所であれば新築時に盛り土をして高くするということが考えられるように思うのですよね。そのときに合併浄化槽で設置工事をしたいという者と山間部区域外なので、確認申請というのは当然その場ではなくなります。しかし、その設置のときに考えなければならないのは、土地の高低を新築する場合には考えなければならないというふうになると思うのですよね。その辺の指導というのもなされるようにしていただきたいというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（音喜多議員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 浄化槽を設置する場合に、事前に計画書の届けなり設置届けがなされますけれども、当然いろいろな工事の基準に従って施工することになると思います。当然公共水系の放流がうまくいかない状態で、オーケーということにはなりませんので、やはりその段階でどうするかというのは当然設置者と協議することにはなると思いますが、基本的にその流れるように合併浄化槽を設置するというのは、設置者のほうではないかなというふうに思うのですが、当然先ほど言ったように、放流先に問題があるようであれば協議できるところはして、解決に向けていきたいなというふうに考えております。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 合併浄化槽についてはわかりました。ありがとうございます。

続いて、2番目の観光協会についてお聞きしたいと思います。

観光協会のいろいろお聞きした部分について、わかったのですけれども、役場の中に事務所があるということについて、メリット、デメリット、それぞれあるのですけれども、この中になかった部分なのですけれども、庁舎内に事務所があるということによって、例えば観光客が観光協会に対して電話やファクスやメール等でのホームページを見た後のやりとりというのは、確かにできると思うのですけれども、ある程度の始まりと終わりの時間が一定するという部分があると思うのですね。観光客については、役場の

営業をされている勤務時間を超えた中で、例えば夜中の11時、12時とかというのはあり得ないと思うのですけれども、朝早くとか夜遅くとか、聞きたい場合に応答ができないといった場合の対処方法というのは、今の部分ではちょっと大きく対応が欠けていくのではないかというふうに思うのですけれども、まずその部分を先に聞きたいのですけれども。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） ご質問は勤務時間外での観光客に対する対応ということになるかと思いますが、実はこれが観光協会、役場にある部分のメリットの部分にもなるかもしれませんけれども、観光協会の職員は基本的に特別なことのない限り、勤務時間が終わったら帰りますけれども、その後にはまちづくり推進課の職員が仕事をしていることが多々あります。役場にあるということで夜警員さんも役場にあります。まちづくり推進課の職員がいた場合には、そちらのほうに電話が転送して、まちづくり推進課の職員が対応する。あるいは役場のほうに、まちづくり推進課の職員なり観光協会の職員もいないという場合には、その担当のほうに夜警員さんのほうから急ぎの場合は、電話をいただいて対応をするということになります。

また、味覚ターミナルのほうに、観光総合案内所というところもあります。これは町からその部分委託をして、1階ホールのところでは総合案内所を設けておりますけれども、そういった対応等々で、今行っているということでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 そういう対応で観光客が満足しているのかどうなのか、そのやり方で問題はなかったのかどうなのか、その辺の今までの経緯の中で観光客からすごくいいとか、ちょっとここが欠けているのではないかとかという話はなかったでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） お答えいたします。

私どものほう、行政あるいは観光協会のほうに対して、そういった対応についての苦情等は、今のところありません。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 その観光客に対しての案内等についてなののですけれども、ちょっと拡大しますけれども、観光協会として観光客に対しての観光案内人ということをテーマにして考えている部分があると思うのですけれども、この観光案内人の早期な創設関係を築いていくと、その方々に時間外関係のものを頼んで、やっていただくとかという拡大的な考え方というのは持てると思うのですけれども、町として、観光協会を通じて今はどっち

かという主導権は役場の中にあるというふうに考えているのですけれども、観光客に対する案内人含めて、今後、今言った考え方、やり方を早期に考えていかなければならないということについては、どのように考えていますか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） 今、観光客の多くは、従前は観光協会なり観光担当の役場のほうに電話等で連絡、あるいは手紙で来て、資料を求めてと、あるいは電話で情報を聞くというようなことがありましたけれども、実態としては、大部分がインターネットという形で、そういった部分で情報を得ていると。そこで不足する部分については、役場のほうの行政のほうの観光の窓口のほうにメールが来る、あるいは観光協会独自でもホームページ持ってますので、そちらのほうでのメールが来るという対応をとっているところでございます。

それで、今、議員言われたようなどこまでのサービス水準を上げていくのかという部分はあろうかと思えますけれども、現状の中では、そういった対応で充足しているのではなかろうかなというふうには思っておりましたけれども、そういったご指摘含めながら、今観光協会のほうでも、先ほど町長の1回目の答弁でもありましたけれども、みずから、今までの観光協会がこのままでいいのかという議論になってございます。これからそういったことについて議論をする中で、そういった部分も検討をされていっていただきたいなというふうに考えているところでございます。

●議長（音喜多議員） 8番、竹田議員。

●竹田議員 観光協会と役場との連携が、今のところうまくいっているものというふうには私は認識をしております。ただ、町長も言います、その人口減少の中で厚岸町の経済を考えるのであれば、やはり観光増をしていかなければだめなのだという認識も全く私も同感であるがゆえに、こういう質問をさせていただいたのですけれども、今後の観光協会と行政のあり方、そして、どちらが主導権を握っていかなければならないのか、また、観光協会に対する独自運営をやらなければいけないのか、法人化をしていく部分も含めて、それを僕は法人化がいいということを、やれとか、そういうことを言っているのではなくて、どういったことが、ほかの町村ではそういう形態がうまくいくかもしれないけれども、厚岸町の場合はいろいろなそのことを考えると、法人化ではなくて、今のままでいい、何かを変化させていくことによってうまくいくのだという、その方向性というのが見出されると思うのですね。その中で今後の観光協会と行政のあり方について、観光人員を増加させていくということが前提として考えたときに、観光協会と今後の行政との連携の中で、どういった取り組みがいいのかというその話を進めていかなければならないということは、最終的にわかったのですけれども、町長、そういったことであれば、話は早いほうがいいので、いつころからそういった形を観光協会と話をしていかなければならないかと、それは早期に考えているのか、何年もかけてやるべきのものなのか、その辺だけちょっとお聞きして、終わらせたいと思います。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 厚岸町は、1次産業の町であります。しかしながら、1次産業だけに頼っては厚岸の将来、経済の活性化もないわけでございまして、そういう意味において、観光は産業であるという認識の中で、行政は推進していかなければならない時代を迎えている。やはり定住人口が減少する中で、交流人口をふやす、そして厚岸の経済活性化に結びつけていくと。その意味における観光というのは極めて大きい効果になってくるだろうと、私は大いに期待をいたしておるわけでございまして、先ほども答弁で申し上げましたが、地域戦略の大きな柱として観光の振興を考えているところであります。

そういう中における観光協会の役割、私は極めて大きいものがあると思っておるわけでございまして、今日まで観光協会に本当にお世話になって、厚岸の経済を守っていただいておりますことには感謝をいたしておるわけでありましたが、しかしながら、先ほど答弁いたしましたけれども、観光協会の運営状況を見ますと、大変厳しい状況にあるわけでございまして、やはり行政の支援なくして観光協会の振興発展はないと言っても過言でない状況にあるわけでございまして、今後の観光協会のあり方については、理事会において既に検討すべきであるということになっておりますので、そのことを踏まえながら、行政としてはどういう取り組みをしたらいいのか、私は考えて地域戦略の柱にすべきであるという私の考えを、より有効なものにしていきたいと、そのように考えておりますので、時期はいつごろかということについては、ここでは明解な答弁はできませんけれども、理事会においてのいろいろな考え方があるかと思しますので、その考え方の中で、私から話しかけるのではなくて、自立的に観光協会のあり方というものを考えていた中で、行政が何ができるのか、支援ができるのかということを考えるべきことではなかろうかと、私はそう考えておるわけであります。

●議長（音喜多議員） 以下の質問はいいですか。

以上で、8番、竹田議員の一般質問を終わります。

次に、6番、堀議員の一般質問を行います。

6番、堀議員。

●堀議員 私は、あらかじめ通告いたしました次の3点について質問をいたします。

1点目は、景観行政団体についてであります。

景観緑三法が平成17年6月に施行され、これにより道内では北海道と政令指定都市並びに中核市が、まず自動的に景観法に基づく景観計画を定めることができる景観行政団体に指定され、そのほかの市町村は知事との協議・同意により景観行政団体になることが可能とされ、北海道との協議・同意が済んで、景観行政団体となっている道内市町村数は、本年1月時点で10市町村となっている。この景観行政団体について次のことを質問します。

ア、景観法に基づく景観行政団体になることへの有用性について、町として、どのように考えているか。

イ、道立自然公園を有し、この公園の国定公園化を積極的に進めている厚岸町こそ、景観行政団体になるべく北海道との協議を進めるべきと考えるがどうか。

大きな二つ目は、国指定重要文化財の観光利用についてであります。

厚岸町には、蝦夷三官寺国泰寺関係資料及び正行寺本堂が、文化財保護法に基づき国指定重要文化財となっていますが、その貴重な文化財の観光利用については、十分にされているとは思えないことから、次のことを質問します。

ア、文化庁で実施している文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業のミュージアム活性化支援事業や重要文化財建造物等公開活用事業等を活用した、計画、整備を進め、観光資源として利用する考えはないかであります。

大きな3点目は、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入についてであります。

文部科学省は、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支えていく地域とともにある学校づくりを進めるため、コミュニティ・スクールの導入を推進しています。このことについて、次のことを質問します。

ア、平成24年4月の段階で、全国1,183校が指定導入されていますが、北海道では2校にとどまっています。道内で導入が進まない何か特別な理由があるのでしょうか。

イ、釧路管内で、今後導入しようとし、作業を進めている市町村立学校等はあるのか。

ウ、厚岸町教育委員会として、導入を推し進めようとの考えはあるのか。

以上であります。

●議長（音喜多議員） 町長。

●町長（若狭町長） 6番堀議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の景観行政団体についてのうち、初めに、景観法に基づく景観行政団体になることへの有用性について、町としてどのように考えているのかについてであります。まず、景観緑三法の成立過程については、国は、平成15年美しい国づくり政策大綱や観光立国行動計画を公表し、その具体のための法整備として平成16年6月に景観法を公布し、その施行にあわせ景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律、都市緑地保全法等の一部を改正する法律、題名を改め都市緑地法を平成17年6月から施行しております。

景観法の基本理念として、良好な景観は現在及び将来における国民共通の資産であり、地域の自然・歴史・文化等と人々の生活、経済活動との調和が不可欠であり、地域の個性を伸ばすよう、多様な形成が図られるべきとされているところであり、国・地方公共団体・事業者・住民の責務を定めております。

景観法は、都市部だけではなく、農山漁村部、自然公園区域も対象としており、景観計画の策定、景観計画区域や景観地区等における良好な景観の形成のための保全・規制、景観重要公共施設の整備、景観協定の締結、景観整備機構による良好な景観形成に関する事業に対する支援その他の施策を総合的に講ずることによって、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図

り、町民生活の向上並びに、経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とするものです。

ご質問にあるように、道内では政令指定都市である札幌市、中核市である旭川市、函館市が自動的に景観行政団体となり、厚岸町を含むその他の地域の景観行政団体は北海道となりますが、北海道との協議によりその他の市町村でも景観行政団体となることができるものであります。

北海道は、景観法に基づく景観行政団体として北海道景観計画を策定しており、この景観計画の対象は北海道内の景観行政団体を除く全区域が対象となっていることから、厚岸町も景観計画に定める規制適用を受けております。

厚岸町が北海道との協議により景観行政団体となった場合、景観法により厚岸町が景観計画を定めることになります。

景観計画に定める必須事項には、景観計画区域、良好な景観形成に関する方針と行為の制限に関する事項、景観重要建造物または景観重要樹木の指定の方針であり、その他選択事項として屋外広告物の標示及び掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項、景観重要公共施設の整備に関する事項、景観条例公共施設の占有等の基準、景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項であります。

景観計画を策定することにより、一定規模以上の建築物や工作物などに対して届け出、協議、勧告などの制限を定めることができるとされております。

しかし、当町みずからが景観行政団体となり、独自に厳しい規制をかけるなどの有用性は現在のところ見当たりません。

次に、道立自然公園を有し、この公園の国定公園化を積極的に進めている厚岸町こそ、景観行政団体になるべく、北海道との協議を進めるべきと考えるがどうかについてありますが、さきに述べましたように、既に厚岸町も北海道の景観計画により良質な景観に対しての制限はされておりますし、北海道屋外広告物条例において、都市計画区域、保安林指定された森林地域、自然環境保全地域などで、屋外広告物の金匱地域や許可地域を定めているため、景観を害する屋外広告物は規制されております。

道立自然公園の国定公園化を進めるにあたり、仮に厚岸町が景観行政団体となり景観条例や景観計画を定めることで、国定公園化が有利に働くということはありません。

これらのことから、北海道景観計画の適用から抜けている独自の景観計画を定めたとしても具体的成果があらわれるとは考えられないため、厚岸町が景観行政団体となる必要はないと考えております。

続いて、2点目の国指定重要文化財の観光利用について、厚岸町には蝦夷三官寺国泰寺関係資料と正行寺本堂が国指定重要文化財となっているが、その貴重な文化財の観光利用については十分にされているとは思えない。文化庁で実施している文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業のミュージアム活性化支援事業や重要文化財建造物等公開活用事業等を活用した計画・整備を進め、観光資源として利用する考えはないかについてであります。厚岸観光のキャッチフレーズである「花と味覚と歴史のまち」にもあるとおり、歴史的遺産も重要な観光資源であります。

正行寺本堂は、所有者である正行寺の了解が得られれば見学が可能であることから、各種パンフレットやホームページなどで紹介したり、教育旅行誘致の取り組みの中でも

素材の一つとして紹介させていただいておりますし、現在検討しているウォーキングやフットパスのコースに活用したいと考えております。

一方の蝦夷三官寺国泰寺関係資料については、国の許可等がなければ常時公開することができないため、観光資源として利活用することが現時点では難しい状況にあります。

しかし、現在、厚岸町教育委員会において史跡・国泰寺の整備計画の検討が行われており、その中で蝦夷三官寺国泰寺関係資料の複製などを展示するためのガイダンス施設の建設が検討されております。

このガイダンス施設の建設検討では、ご質問にある文化庁の文化遺産を生かした観光振興・地域活性化事業、この事業は平成25年度から文化遺産地域活性化推進事業として改められましたが、その地域の特性を生かした史跡等総合活用支援推進事業費補助金の活用を見込み、検討がされているところであります。

いずれにしても、教育委員会や所有者の方と相談しながら、本町にとって貴重な観光資源となり得る国指定の重要文化財の観光的利用について、今後も検討してまいりたいと思います。

3点目のコミュニティ・スクールの導入については、教育長から答弁いたします。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私からは、ご質問3番目のコミュニティ・スクールの導入についてお答えいたします。

アとして、平成24年4月の段階、全国1,183校が導入されているが、北海道は2校にとどまっている。道内で導入が進まない何か特別な理由があるのかについてであります。コミュニティ・スクールは、保護者や地域住民から、学校教育に対する多様な要請や開かれた学校運営を求める声があるとの考えのもと、中央教育審議会において検討され、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部の改正によって、保護者や地域住民が学校運営に直接参画するシステムとして導入されたものであります。

ご質問にあるとおり平成24年4月1日現在で、三笠市の小学校と中学校の2校が、このコミュニティ・スクールを導入しておりますが、本年4月1日現在では、別海高校、さらには北広島市の小学校と中学校が指定され5校となっております。指定された学校には、学校運営協議会が設置され、教育委員会から任命された保護者や地域住民は一定の権限と責任を持って学校の運営の基本方針や学校運営に関する意見を教育委員会または校長に対して述べるができることとなっています。

ご質問では、道内で導入が進まない特別な理由があるかとのことでありますが、一つには、平成12年に導入された学校評議員制度において対応ができていると考えている市町村が多いと考えられます。なぜならば、学校評議員は、校長が保護者や地域住民の意見を公的に聴取するための仕組みとして位置づけられており、PTAや保護者以外の地域の方々が、それぞれの視点に立ち、学校の管理や運営に対する地域と保護者の意見が反映される制度となっているからです。

厚岸町は、評議員制度を平成15年度から取り入れ、今年度も地域の方々を委嘱しておりますが、これまで学校に対する要望や意見をいただきながら、学校運営に反映してき

ております。

コミュニティ・スクールを導入している学校で、その成果として挙げられている事項に、地域や保護者が学校に協力的になった、保護者や地域からの苦情が減ったなどの報告がありますが、当町の学校評議員制度においても、コミュニティ・スクールと同様の成果があらわれているところであります。

次に、イとして、釧路管内で、今後導入しようとし、作業を進めている市町村立の学校等はあるのかについてであります。管内においては、釧路市阿寒湖小学校が来年度に向けて調査研究が始まり、推進委員会を組織して運営体制などについて協議されていると聞いております。

次に、ウの厚岸町教育委員会として、導入を推し進めようとの考えはあるのかについてであります。現時点では、コミュニティ・スクールの導入については考えておりませんが、今後の推移を見きわめてまいりたいと存じます。

この制度は、平成16年度に制度化されたものの全国における取り組み状況は、現在、全体で5%に達していない状況にあります。国においては、平成26年度まで全国の全公立小中学校の1割の導入を目指しているとのことですが、制度が始まって10年を迎える中、現行制度が進まない現状を評価していないままでの推進でもあり、当町としては、当面、現行の評議員制度をより十分に活用することで対応してまいりたいと考えておりますことをご理解願います。

以上です。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 まず、1点目の景観行政団体についてお聞きします。

町長からの答弁で有用性というものは、この法律ができた段階で、当然景観行政団体としては大きな地方公共団体として北海道になっているから、この中でということの中で、厚岸町があえてなる有用性というものは少ないのだというように言われているんですけども、それは規制ですね、屋外広告物ですね、例えば開発局とか、そういう規制をかけるという点では、確かに北海道が大きなものになって、その規制というものが団体になっている以外の市町村にもかかるわけですから、任意ですけども、そうではなくて保全や、あとまた推進といった点の中で、北海道が全体を網羅はするけれども、個別に、例えばこの何丁目の町並みがいいとか、そういうようなものを個別になんか指定はしてませんし、保全も北海道ではして切れてはいないんです。私たちがやはり住んでいる町の中で、私たちが将来にわたって残したい景観というものの、これを私たちがしっかりと自分たちで意見を出した中で、将来にわたってこの景観を守っていくんだ、保全していくんだ、そういうものも立てることができるのが景観行政団体だというふうに思うのですよね。何も規制ばかりがかけることを主体としているわけではない。例えば事例の中には、隣同士の3軒ぐらゐの家が花畑を道端に置いて、ガーデニングを3軒ぐらゐがやっている、そういうものについても保全としてしていく、その3軒が協定を結んだ中で、その協定の手助けとか、そういう町づくりのほうでもっと真剣に考えていただきたいなど。何も規制ばかりをするがために、私はこの景観行政団体になれなくて、それ

はもう思いませんし、私もできれば自由開発というもののほうが進めたいほうですから、余り規制きかけたくないの、そういうものではなくて、保全したい、私たちがそうですし、私たちの子供、孫、そういった人方のためにも将来的にもずっと、歴史建造物などもそうですよね。厚岸町で歴史建造物というのはなかなかないのかもしれませんが、例えば小樽市だとかであれば、歴史建造物といった中では、標示看板というか、リーフというのか、そういうものが建物に張られつけられたり、そういうものをまたした中で、保全についてやっていく。当然そのような建物については税制的な免除、優遇処置というのも当然あるわけなのですから、そういった中で保全を図っていかうというのが、この景観行政団体になることによって、私はメリットだと思うのですよ。

厚岸町が今後、観光振興も含めて町づくりを進めていくとなったときに、これの有用性が全くないのだというふうには、どう考えてもならないと思うのですよね。

例えば、自然景観、厚岸湖や厚岸湾とかのそういう景観だってあります。それらだって保全すべき大事な景観ではないです。北海道の景観計画の中で、それらが守るんだと、厚岸町の厚岸湖の例えば弁天島を守るんだという個別な計画なんてありませんから、そういうものではなくて、やはりもっと地域として主体性を持って、地域が守るべき地域が伝えるべき景観というものがあるんだといういった中では、ぜひともこの景観行政団体の意向というものは、もう一度考えていただきたい。

この景観行政団体、景観三法ができたときにも、確かにこれまでは都道府県や政令市町村がなっているのですけれども、やはり景観を最終的に守っていく、保全していく、そしてそれについて振興していくというものは、基礎的自治体である市町村がやはり最終的には景観行政団体になった中で、もっともっと細かいところを保全していくというものが、この法ができたときには、そういう方針であったと思うのですよ。急には景観行政団体に、どこの町村もなるわけにはいきませんから、大まかでは北海道がというふうには言ってますけれども、そこではだんだんだんだん基礎的自治体の景観行政に対する体制というものができていった中では、そちらのほうに移行させていかうというのが、この法ができたときの趣旨であったというふうに思います。そのことも踏まえた中では、もう少し検討してもらいたいと。何も有用性がない、そういう一つ一つの町並みの景観を守るとかといったものの中で、やっていった積み重ね、そういうものが自然公園として厚岸町の魅力をより高めるものにもなるのではないのかと、私は思うのですけれども、まず、1点目についてどうでしょうか。

●議長（音喜多議員） 建設課長。

●建設課長（高谷課長） お答えいたします。

今、堀議員おっしゃったように、景観法の成立過程、それから基本理念等々、それから景観計画の定める必要事項等々ありまして、景観とは何ぞやということでございます。今、規制をするだけではなく、柔軟に各自治体で厳しくも緩くもできるという内容でございます。ただし、北海道との協議の中では、北海道の方針と全く違うような景観計画は協議段階では認められないよと、いわゆる議員おっしゃるとおりでございます。

規制だけでなく保全や推進、個別の町並み形成だとかも守っていくのだという意味で、

この景観法による景観行政団体になるべきではないのかとご提言いただいておりますが、実は私ども平成13年に景観法ができる前、景観とはということでシンポジウムをさせていただきました。そのときは厚岸家づくり推進協議会との合同の会議の中で、情報館で町並みの景観だとか、町並みの修景・景観を、視覚的にイメージするという事でやらせていただいたことでございます。100名までいきませんが、ある程度の方が来ていただきまして、景観とは何ぞという勉強会もした経過がございます。

その中でも、景観の取り組みとして広く、ヨーロッパではイタリアのフレンツェだとか、外壁だとか屋根の色だとか、すごく統一された景観上好ましい景観があると。日本では、伊豆半島の松崎町の屋根の色を鱗色に全部統一したというような例も、過去にも個別でもございます。そういった意味で景観は大事だなということは、堀議員と同じ意味でございます。

そのシンポジウムをやったときに、厚岸の屋根の色はどうすべきかとかいうことで、C Gでやったのですが、感触ですけれども、自分の家の屋根の色、自分の家の外壁の色は自分のものだから、自分で決めさせてくれという意見で大半がそういう意見でございました。そういった経過もございます。私どもも景観ということで、ずっと考えておりますけれども、今、堀議員おっしゃったような、個別の守っていくことをやるために景観法を景観行政団体になるべきだというご意見でございますけれども、そういった個別のものを守る意味では、建築基準法でいけば建築協定、法の第69条でございますけれども、住民参加ということで住民の都市計画、建築行政の参加の糸口ということで、建築協定を結ぶこともできます。そういったことで、あとは都市計画法では地区計画で、そういった立体的な景観なり建築形態なり、町並みの個別の取り決めをできることがあります。そういった意味で、そういったことも視野に入れながら考えていかなければならないなど。

それで、今現在では、景観法だけに限ってということで限れば、それが全て有用だということではないということで、お答えさせていただいたということでございます。

●議長（音喜多議員） 休憩します。

午後 4 時45分休憩

午後 4 時45分再開

●議長（音喜多議員） 再開します。

本日の会議時間は、6 番堀議員の一般質問が終了するまで、あらかじめ会議時間の延長を行います。

6 番、堀議員。

●堀議員 景観法自体が平成16年度にできたときに、これ自体は国土交通省の都市地域整備局の都市計画課がつくられて、ですから、当然今の所管となっているのは、都市計画を所管している建設課のほうだと思うのですけれども、もう少し柔軟に考えてもらいた

いなど、もっとそうじゃなくて、今言われているのは都市計画区域ですよ、主に課長のほうで答弁されたのは。そうじゃなくて、この景観法の中には農村地域もあるし、当然自然公園区域なども全て網羅してるわけなんです。じゃ、そういったものも考えていくときに、都市計画のほうだけで考えてしまえば、そういう考えになるのかもしれませんが、農村や自然景観、自然区域なりを全体的に考えたときには、やはりもっと違う視点が生まれるのではないのでしょうか。そのように思った中で、やはりもう少し考えていただくことはできないのかなというのが、私の1点目についての要望であります。

時間がないので、次にも行きたいと思うのですけれども、2点目ですね。

国指定の重要文化財の観光利用について質問させていただきました。

厚岸町には蝦夷三官寺、国泰寺関係資料、これは資料といっても本当に832点全部であるから、資料群と言ったほうが私だと通りがいいのかなと思うのですけれども、正式名称は資料というふうになっているので、そのように言わせていただきますけれども、それとあと正行寺本堂のこの二つが国指定の重要文化財となっている。といった中で、私たちがほかの町とかにも行ったりとかしたときに、このものを見たいと言って、このものを調べていくというものは比較的簡単なんです。ただ、たまたま通ったところで、こういうものがある、たまたま通った付近でこういうものがあるとかと、じゃ、ちょっと寄ってみようかとか、そういうようなことにもなる。

厚岸町には重要な重要文化財が二つあるのですけれども、じゃ、厚岸町に、それでは来たときに、これら重要文化財の標示というのはどこにあるのか。正行寺は松葉町通りのところに1カ所ございますね。本当に見つらくて、茶色だったと思うのですけれども、全然アピールというものもされていない、わからないようなところ。国泰寺だとちょっと私だとわからなかったのですけれども、そこまで誘導する標示看板などもないといった中では、せっかくの貴重な国指定の重要文化財、今、国のほうではこの4月にクールジャパン推進会議というものが開かれていまして、この中で、重要文化財を今どんどん国宝に格上げしようじゃないかという話が実は出てます。これが今現在も話が残っているのかどうかというのは、さておいて、この中では、国指定の重要文化財というのは英訳で、インポート・カルチュラル・プロパティという表現になるんですね、発音が悪いかもしれませんが。これを海外の観光客に宣伝するというよりも国宝、国宝の場合はナショナルトレジャーというふうに言って宣伝したほうがずっと海外の観光客の受けというものもいいと思う。そういったような中では、今、この国指定の重要文化財を国宝に格上げをどんどんしていこうじゃないかと、ナショナルトレジャーとして、外国人にもっともっと積極的にアピールをして、外国人観光客をもっともっと呼ぼうじゃないかというような話というものがされております。

厚岸町のこの国指定の重要文化財二つが、じゃ、国宝になるのかどうなのかというのは、また、それはさておいて、しかし、見せる側としてはやはり国宝も国指定の重要文化財も法的な位置づけはほとんど同じなんですけれども、ただやはり見せる側としては、厚岸町にある一番最高の重要文化財、これをきちんとした形で見せようじゃないのと、もっと観光客が来たときにアピールする。観光のほうの商品開発をする段階でも、一行程の中で、やはり2時間とか3時間ぐらいというものをツアー行程という中で組みたいといったときに、例えばこれらの二つを厚岸町に来るツアー行程の中に組み込んだとし

ても、正行寺については住職がいるときでなければ、中を見ることができない、外観はいいですけども。また、国泰寺についても、やはり当然いるときでなければ、またよほどの常でなければ、この830という全てを見せてもらうことはできない。郷土館にあるのは、あくまでもレプリカで何点かですよ、全てじゃないですから。そういったものの中では、もっともっと見せ方、PRの仕方、そのもののツールとしては、これ重要文化財まだまだ足りないなというのが私の感想なんですよ。

今後、国泰寺のほうは、ガイダンスなども整備の中で考えていくと言っていましたけれども、正行寺のほうもやはりおくれることなく、考えていってもらいたい、拝観のルールを決めるとかも一つだと思うんですよ。いつ来ても誰かかれかが案内する人がいた中で拝観できるとか、そういうものの決めたりとか、そういうものもたしか、文化遺産地域活性化推進事業の中には含まれていると思うんで、やはりそういう拝観のための整備やルールづくりなども含めた中では、ぜひとも正行寺もそうですし、国泰寺のほうも進めて、厚岸町の貴重な観光資源これをやはり、何でもかんでも観光に使えるというのもあるのかもしれないけれども、ただ、先ほど来の8番議員さんにも言われているとおり、観光側の地域戦略の柱だし、また、観光は産業であるという認識、これは町長もやはり強く持たれているといった中では、せっかくの財産をもっともっと有効活用する、もっともっと考えていくということをしていただきたいなというふうに思います。

そういった中で、国泰寺のほうや、例えば今後そのようにPRをして、どんどん観光客、大形バスなどが正行寺の周りとか、国泰寺のほうにも来る、そうしたときに当然一般の車とかも多くはなったときに、付近の通行に支障が出るとかということにもなってはいけないので、例えば正行寺の場合だと拝観の場合はその大形バスは小学校の前のところの町有地の空き地を使ってもらおうとか、そういうルールづくりとか、やはりそういう細かいところをしっかりと詰めていった中で、観光振興はいいけれども、観光客が増えたら付近の住民が非常に迷惑をこうむったというふうにもならないように、しっかりと配慮をした中で行っていただきたいなと思うのですけれども、どうでしょうか。

●議長（音喜多議員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（湊谷課長） まず最初に、案内看板の話がありました。正行寺本堂の部分は質問議員言われたとおりの場所にあります。国泰寺のほうはちょっと見当たらないような話がありましたけれども、国泰寺としては町内に誘導サインとしては7カ所ほど町の中にありますし、道路標識としても4カ所ある。ただ、ご質問にあった重要文化財国泰寺関係資料、蝦夷三官寺のですね、資料のどちらにあるという標識は1カ所もございません。なぜならば、町長の1回目の答弁にもありましたけれども、国泰寺さんにもし行って、住職にお願いをして、見せてくださいと言っても、国の許可が見れない状況にあります。観光客の方が来られて、ちょっと待ってください、国からの許可をもらうのに待ってくださいなんて、そういう対応はできません。そういう状況に今あるということです。ですから、今、史跡国泰寺跡の遺跡公園の検討の中で、そのガイダンス、展示をできるような施設を含めて、今、検討をしていると。その検討に当たっては

堀議員が言われるような、そういう文化庁の施設の活用も考えているということでございます。

それと正行寺の本堂については、それはパンフレット、あるいはホームページ上でも紹介はさせていただいてありますけれども、当然お寺さんですから、いろいろな宗教行事、葬式あるいは法事等々で、常に本堂ということではありませんけれども、そういう使うこともあるという中では、都度、正行寺さんのご都合を見に行ったときに、所有者の方の了解をもらわなければ、むやみに入ることはできない。でもその了解をもらえれば見ることはできるということですので、そういった観光資源の一つとして、PRはさせていただきます。

今、最終的には例えば、そういった正行寺本堂も見学に来られた観光バス等々、この対応のことも一つ言われましたが、そういった活用も含めて、今現状はそういう状況になっておりませんけれども、そういった需要が出てきた場合には、当然教育委員会、正行寺含めて、そういった対応の検討もしていかなければならないのだというふうには思っておりますが、現状の中からいくと、正行寺本堂のほうについては、まだ観光の紹介の仕方として不十分なところもあるかもしれませんけれども、町のほうとしては、重要な観光資源の一つとしてとらまえて、今後も活用に向けて周知の方法を検討してまいりたいと思いますが、いかんせん、一方の国泰寺、蝦夷三官寺の資料につきましては、そういう現状にある中では、今以上の資源として観光客向けにといいいますか、観光客以外にもありますけれども、そういった紹介は今できない現状にあるということをご理解いただきたいと思います。

●議長（音喜多議員） 6番、堀議員。

●堀議員 ですから、関係資料群のほうは本当に古くて、触れば壊れてしまうというか、破れてしまうようなものとかもあるので、やはりなかなか手に取ってというのはない。だからこそ、一方ではレプリカなり、ガイダンス的な映像なりで見ることができるとかというような整備というものを考えていってほしいなというふうに思います。

これについては本当に今後の観光振興の一つの目玉として、万が一これか将来的に国宝にもなったときには、もっともっと観光客が来るのかもしれないといった中では、ぜひともそうなるための、受け入れる側もやはり事前には考えて、事前には整備をしてというものもやった中で、事前には厚岸町としてはこれだけの貴重な財産、当然これ以外にも国泰寺の場合は史跡ですね、海鳥繁殖地のほうは大分遠いので、なかなか現地を見るということにもならないのかもしれませんが、国泰寺の場合はそのように山門が史跡としてもなっているといった中では、本当にあの近辺で一つの観光ルートの中で、時間を使うことのできる本当にいいツールじゃないのかなというふうには私は思いますので、ぜひとも国泰寺については実物でなくても、全てレプリカなりを全部つくった中でもたすとか、あとショーケースというか、その中にもレプリカを置いた中で、現品は大事に大事に保管しておいてといった中でも、何とかそういった中で観光の利用というものを考えていってほしいなというふうにお願いをします。

さて、今度は3点目ですね、コミュニテイ・スクールについてお伺いします。

今、現在1,183校、なるほど率としたら5%にもならないぐらいなんですね。1,100校というと、かなりの数を私は思ったので、大分進んでいるのかな。調べていった中には、北低南高というか、南のほうの関西関係のほうの実態のほうは結構導入されている市町村が多くて、場合によってはその市の中でも、市にある小中学校の全てがなっているところというものもあるような中で、なぜに北海道だけはこんなに少ないのか。本当に指定状況というものがあるのですけれども、このような中でも、本当に九州や中国地方の多さに比べると、関東は学校が多いですから、比較的多いです。関東よりも以北になってくるとだんだんだんだんと少なくなって、北海道に限って言うと、とうとう2校。この中では、もう既に4月1日時点では5校ぐらいに増えているということなんですけれども、何か理由があるんじゃないのかなというような中では、答弁の中では評議員制度というものがあるといったものが、主な原因ではないのかと言われているんですけれども、ただ、学校評議員制度というものを取り入れているのは、初めは全ての学校が取り入れたと思うんですよ、南のほうの学校とかも。文部科学省でも学校評議員制度を全面的にやっている学校については、随時運営協議会制度のほうに移行していくべきだというものが出ておりますよね。出ていませんか、私は出ているというふうに思っているんですよ。それを受けて国のほうでは、このコミュニティ・スクールを推進するがために平成23年5月2日に、法律の一部改正というものがされていて、従来このコミュニティ・スクールをやろうとした場合には、北海道の教育委員会に対して協議をしなければならなかったんですけれども、平成23年の5月の法の一部改正の中で、市町村の教育委員会がその所管に属する学校について、学校運営協議会を置く学校の指定を行うとする際に必要とされていた都道府県教育委員会との協議についての規定は削除された。ずっと導入しやすくなったんですよ。市町村の教育委員会だけが地域と、また保護者と、また学校長なりとの合意形成ができた場合について、コミュニティ・スクール、これについて導入というものが可能になったといった中では、今後もっともっと増えていくのではないのかなと。

資料には出させて、皆さんのほうにもコミュニティ・スクールは何ぞやということの中で、なっては困ると思うので、資料としては出させていただいたんですけれども、それを今説明していけば、あと時間が足りませんので、出した資料で我慢していただきたいなと思うのですけれども、ただ、やはり地域が学校というものを中心とした地域を考えていく、学校教育というものも考えていくといった中では、一つの起爆剤にはなると私は思うのですよ。これをやって、さまざまな意見というものを学校の中に受け入れて、学校として当然、いい悪いというものもあるのかもしれませんが、そういった中では、これを導入していかないというものにはならないというふうに私思うのです。

このコミュニティ・スクールの中で一番よく言われるのが、実は教育委員会への人事権への意見を申すことができると、決定権は当然運営委員会にはないのですけれども、例えば最近だと厚岸町内の学校、先生方というのが結構だんだん若い先生方が多くなっている。熟年された先生方、父兄にしても安心できる、何か若くて心配なんだよなという先生方も多くなってきたと言った中で、ただやはり、市町村に直接的な人事権がないですから、そういった中では北海道の教育委員会での人事異動の中で、動いてしまったときには、実は地域として必要な先生、いい先生だねとかという人が、

どんどんどんどん実はいいところに、都会とか、そっちのほうに流れていってしまおうと、そういうようなものも歯どめをかける。ほかにも言ってしまうばいろいろあるんですけども、学校で問題があったときに、その先生がすぐに異動しないとか、いや、それはおかしいよね、すぐに動いてほしいよねとかというような、人事権に対して意見を申し、その人事担当の教育委員会のほうでは、その意見を尊重しなければならないというのが、コミュニティ・スクールの中では一番言われていて、ここが何か非常に実はみんな嫌がっているところなのかなと思うんですよ。

ただ、私だとこの人事権とかなんとかというものよりも、もっと地域の中にある学校の今後を考えていくというのが一つの段階としては、やらなければいけないというふうに思うんですよ。今、現在は釧路管内では釧路市立の阿寒小学校が、今協議を進めている。今、来年度なり当然北海道内他の市町村学校の中でも、今現在協議を進めている学校というのはたくさんあると思うんですよ。協議が済んだところの中では指定を受けるということにもなりますから、そういった中ではやって、どんどんどんどんこれからふえていく、学校評議員制度をやっている学校であっても、それをまた一步進めるための運営協議会制度なのだという理解のもとでは、ぜひとも教育委員会として進めていただきたいなというふうに思います。今の段階ではまだ静観して、まだすぐというふうな中でありますけれども、ただ、そのように言うのですけれども、心配することが一つあるんですよ。

ではコミュニティ・スクール、教育委員会として、しっかりとこの制度というものを教育委員会の中で討議されて、厚岸町としてコミュニティ・スクールを導入していくのかしていかないのか、そういったものの話し合いというものが、実は過去10年間で教育委員会の議題というものを資料として出して、ちょっと調べさせてもらったのですけれども、その中にも載ってきていないというふうに、私が見落としがあったら大変失礼なんですけれども、思うのですよね。では、そのような中で実は教育委員会でそもそもこのコミュニティ・スクールというのは話し合われたのか、平成23年の5月に法改正があって、北海道との協議というものが必要がなくなったんだよ、もっともっとやりやすくなったんだよ、それらも教育委員会の会議の中では話し合われてきたのでしょうか。これについてもちょっとお聞きしたいと思うのですけれども。

●議長（音喜多議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） コミュニティ・スクールについて、少しお話をさせていただきたいというふうに思います。

おっしゃるとおり、東北以北では先ほどの資料にあったとおり、平成24年4月現在では、東北含めて16校、1,187校のうち東北以北には16校しかないということですよ。ですから、この制度を私ども言っている中身はこれ文部科学省がこうなるべきというか、こうなるのだからつくりなさいといって、笛吹けと踊らずというのが非常に感じるのですよね。そして、これ評議員制度を取り入れて私どもとすると、制度できたのは次の年なのですけれども、それからまた文部科学省のほうで1年、2年かけていろいろなPRをしていくという中では、それからまた2、3年してすぐに、コミュニティ・スクール

というふうなことで打ち出してきたと。評議員制度について、私どもは平成12年度に制度化されて、厚岸町としては平成15年から導入しているというふうな経緯もあって、先ほどおっしゃられたのですけれども、実はこれ市街地4校だけを評議員制度を導入しております。というのは、これもそれもそうなののですけれども、地域にある学校については既にもう地域が一体となっていて、今さら学校に評議員なり何なりという名前をつけて入ってきていただかなくても、いつもいらっしゃっているというふうな認識がありますし、運動会も学芸会も、運動会はほとんどの地域が、郡部のほうでは住民の地域の運動会になっていて、生徒だけではなくて、保護者だけでなく、地域の方も参加していると。学芸会も地域の方も、ほとんどの方が見えられているというような状況の中では、小さい学校にはそもそも必要ないのではないかというふうな認識がありました。コミュニティ・スクールを導入して、なかなか進まないのはなぜかというご質問の中で、私も考えていたのですけれども、一つには、それだけ住民側にも責任が重たいと言ったら何ですけれども、やはり一生懸命地域が合併とかかわっていただかなければ、制度として生きていけないというのがあります。学校運営について、その運営方針の承認を与えるということになれば、学校長が今年度の学校に対して、私はこういうふうにやりたいのですというのを、本当に一生懸命聞いていただいて、わかりましたという話ですから、そして、その中では、いや、ここはおかしいのではないかというふうなご意見をいただくということになれば、これはなかなか受ける側も大変なことだなというふうにも、一つは思います。

もう一つ、人事権の問題なのですが、別に人事権のことがあるから教育委員会が後ろ向きだというふうには私は思っていない。ただ、教職員の人事というのは、まず一つは人事基準があって、基準内に達していない先生方は、まず対象に上がってこないのですよ、本人が希望しない限り。ですから、動ける人数というのは、まず限られているということが一つあります。そして、市町村が例えば、いろいろな希望を校長から要望を受けて道教委と協議をするのですけれども、その中でも、相手の市町村の具申権が非常に大きい。

ですから、おっしゃるとおり、もっと中堅の力のある先生がいっぱい来てくれればいいのになというのには私自身も思いますし、考えるところなののですけれども。だから、逆に言うと、地域の方からおっしゃられても、その部分が今以上にどのように反映されるのかというのは、非常に未知数だなというふうに考えているところがあります。ただ、このことがあるからコミュニティ・スクールが進んでいないというふうなことではないというふうに思っております。

それと、教育委員会の中で話されたかという問題なのでけれども、これは評議員制度のときもそうなののですけれども、教育委員会内部の議案というのは、教育委員会にかけなければならない議案というものの、例えば教育長に委任されていない事項というのがあって、それを会議としてお話をさせていただいております。そして、いろいろその内外の状況について言うと、逆に言うと、終了した後に、例えば今町ではこういうふうなことでなっています。学校ではこういうふうな事件が起きています。こういう制度が入ってきました。ですから、例えば2期生の問題だとか、いろいろな問題委員会内部でかなりの議論がされているのですけれども、それは教育委員会会議の中であらわれてくるもので

ない部分でお話し合いをしていただいておりますし、いわゆるレイマンコントロール、いわゆる一般の感覚で教育をどういうふうに見ていくかという意味では、一生懸命教育委員さんたちは私どもに意見をさせていただきますし、いろいろな心配もしていただいて、こういうふうにしたらいいのではないかというふうな意見もよこしていただいておりますので、この件につきましても、教育委員会議を終わった後の中で話題にさせていただいたところでございます。

●議長（音喜多議員） 6 番議員さん、いいですか。

●堀議員 はい。

●議長（音喜多議員） 以上で、6 番、堀議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（音喜多議員） ご異議なしと認めます。

よって、本日はこの程度にとどめ、明日に延会いたします。

午後 5 時15分延会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 5 年 9 月 1 1 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員